

参 考 資 料

- 1 開催要綱
- 2 検討経緯
- 3 関連資料

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」開催要綱

1 目的

受信料制度は、NHKが公共放送としての使命を果たすため、その事業運営を支える制度として設けられたものであり、受信機の普及とともに受信者の間に定着し、これまでNHKの安定的財源を確保することに寄与してきた。

一方、近年、NHK職員による不祥事に端を発した受信料の不払いが急増し、受信者の間で不公平感が高まるとともに、視聴者の対価意識の高まりなどと相まって、受信料を取り巻く環境は大きく変化しつつある。

上記のような受信料を取り巻く環境変化を踏まえ、総務省においても、国民の視点に立ち、正確な受信料負担者数の把握及びそれに基づく公平で透明性のある受信料体系について早急に検討する必要があると考える。

このため、国民の視点から見た今後の受信料体系の在り方について、外部有識者による研究会を開催する。

2 検討内容

- (1) 契約率算定の母数となる世帯数・事業所数等基礎的データの精査
- (2) 世帯及び事業所における受信料体系の課題（割引等）
- (3) 衛星受信料体系の課題
- (4) 今後の受信料体系の在り方 等

3 構成員

別紙のとおり。

4 開催期間

平成19年6月1日より開催し、10月を目途に一定の結論を得る。

5 運営

- (1) 本研究会は、情報通信政策局長の研究会とする。
- (2) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、本研究会の構成員の互選により決めることとする。
- (4) 座長は、本研究会を招集し、主宰する。
- (5) 座長は、本研究会の構成員の中から座長代理を指名する。
- (6) 座長は、必要に応じ、関係団体等に出席を求めることができる。
- (7) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本研究会を招集し、主宰する。
- (8) その他、本研究会の運営に必要な事項は座長が定める。

7 その他

本研究会の庶務は、情報通信政策局放送政策課が関係課の協力を得て行う。

「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」構成員

(敬称略、五十音順)

すがや みのる
菅谷 実

慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授

とりい あきお
鳥居 昭夫

横浜国立大学経営学部教授

座長代理

なかむら きよし
中村 清

早稲田大学国際教養学術院教授

にいみ いくふみ
新美 育文

明治大学法学部・法科大学院教授

はせべ やすお
長谷部 恭男

東京大学法学部教授

ひだ えりこ
飛田 恵理子

東京都地域婦人団体連盟生活環境部副部長

座長

ふなだ まさゆき
舟田 正之

立教大学法学部教授

やまうち ひろたか
山内 弘隆

一橋大学大学院商学研究科長・商学部長

やました はるこ
山下 東子

明海大学経済学部教授

検討経緯

	開催日	議題	ヒアリング対象者等
第 1 回	平成 19 年 6 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ NHK の概要、受信料体系の現状について ・ 契約率算定の母数となる世帯数・事業所数等基礎的データについて① 	
第 2 回	6 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約率算定の母数となる世帯数・事業所数等基礎的データについて② ・ 世帯及び事業所における受信料体系の課題（割引等）について 	
第 3 回	7 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛星受信料体系の課題について 	
第 4 回	7 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ NHK ・ 不動産関係有識者ヒアリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジョーンズ・ラング・ラサール（株） ・ （社）日本ホテル協会 ・ （社）全国旅館生活衛生同業組合連合会 ・ テレビシステム運営協会 ・ 日本放送協会
第 5 回	9 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 論点整理（案）について 	
第 6 回	9 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取りまとめ（案）について 	

**「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」
関連資料**

目次

I	NHKの概要	
I-1	NHKの概要	1
I-2	放送に係る主な規律	2
I-3	NHKの公共的役割	3
I-4	NHKの各放送波の位置付け	4
I-5	NHKの業務①	5
I-6	NHKの業務②	6
II	受信料制度	
II-1	受信料制度の概要	7
II-2	受信料の位置づけ	8
II-3	放送法第32条の規定の解釈	9
II-4	諸外国の公共放送に対する各種規制	10
II-5	諸外国の受信料制度	11
II-6	諸外国における受信料の支払単位	12
III	契約率算定の母数となる世帯数・事業所数等基礎的データ	
III-1	国勢調査と住民基本台帳に基づく世帯数の差違	13
III-2	各統計による世帯数の推移	14
III-3	「受信契約状況実態調査」の概要と調査結果、適用係数	15
III-4	「法人・事業所契約実態調査」の概要と調査結果、適用係数	16
III-5	新設住宅着工戸数及び減失住宅戸数	17
III-6	世帯の定義	18
III-7	平成17年 国勢調査（1）	19
III-8	平成17年 国勢調査（2）	20
III-9	日本の世帯数の将来推計（全国推計）平成15年10月推計	21
III-10	老人福祉施設等の居室数	22
III-11	平成15年 住宅・土地統計調査（1）	23
III-12	平成15年 住宅・土地統計調査（2）	24
III-13	建築着工統計調査	25
III-14	建築物減失統計調査	26
III-15	住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯（平成18年3月31日）	27
III-16	平成13年 事業所・企業統計調査	28
III-17	平成16年 事業所・企業統計調査（民営事業所のみ）	29
III-18	平成17年 衛生行政報告例	30

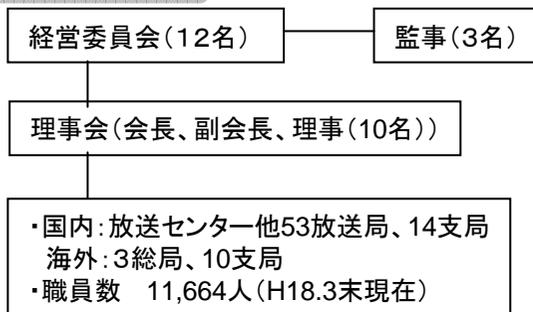
目次

IV	世帯及び事業所における受信料体系の課題（割引等）	
IV-1	受信料体系設定の際の基本的な考え方	31
IV-2	S37年に契約甲・契約乙の体系に移行した際の考え方	32
IV-3	契約甲・契約乙の受信料額の算定の考え方	33
IV-4	S43年に契約乙を廃止し、カラー契約と普通契約の体系に移行した際の考え方	34
IV-5	カラー契約・普通契約の受信料額の算定根拠	35
IV-6	H1年に衛星契約を設定した際の考え方	36
IV-7	衛星契約の料額設定の考え方	37
IV-8	衛星放送に係る経費負担の考え方	38
IV-9	衛星放送に係る経費	39
IV-10	H19年の普通契約のカラー契約への統合の考え方	40
IV-11	支払特例（割引）と免除制度	41
IV-12	受信料免除制度の概要	42
IV-13	S36年に前払料額（前払割引）を導入した際の考え方	43
IV-14	前払料額（前払割引）の算定の考え方	44
IV-15	S59年に口座振替料額（割引）を導入した際の考え方	45
IV-16	H1年に多数契約一括支払、団体一括支払に関する支払特例（割引）を導入した際の考え方	46
IV-17	多数契約一括支払、団体一括支払の特例（割引）の算定の考え方	47
IV-18	H18年に同一生計支払に関する特例（家族割引）を導入した際の考え方	48
IV-19	同一生計支払に関する特例（家族割引）の算定根拠	49
IV-20	事業所の受信料体系の見直しについて（H19.2.27 NHK報道発表）	50
IV-21	事業所の受信料体系の見直しについて（NHK経営委員会における説明）	51
V	衛星受信料体系の課題	
V-1	衛星放送受信のための設備構成例（戸建住宅及び集合住宅）	52
V-2	衛星放送受信のための宅内配線例（戸建住宅及び集合住宅）	53
V-3	衛星放送受信のための設備構成例（ケーブルテレビを利用した場合）	54
V-4	デジタル放送受信機の普及状況	55

I NHKの概要

I - 1 NHKの概要

① 組織



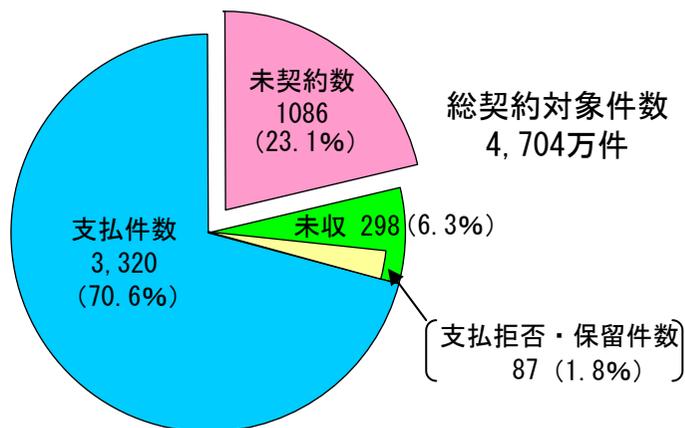
② 保有メディア

- 国内放送
 - ・ テレビジョン放送
(地上2波(総合、教育)、衛星3波(第1・第2・ハイビジョン))
 - ※1 地上デジタル放送は、アナログ放送のほぼサイマル。
 - ※2 衛星第1・第2・ハイビジョンはデジタル。アナログはサイマル。
 - ・ ラジオ3波(AM1、AM2、FM)
- 国際放送
 - ・ 短波放送(ラジオ日本)
 - ・ 委託協会国際放送(映像国際放送)

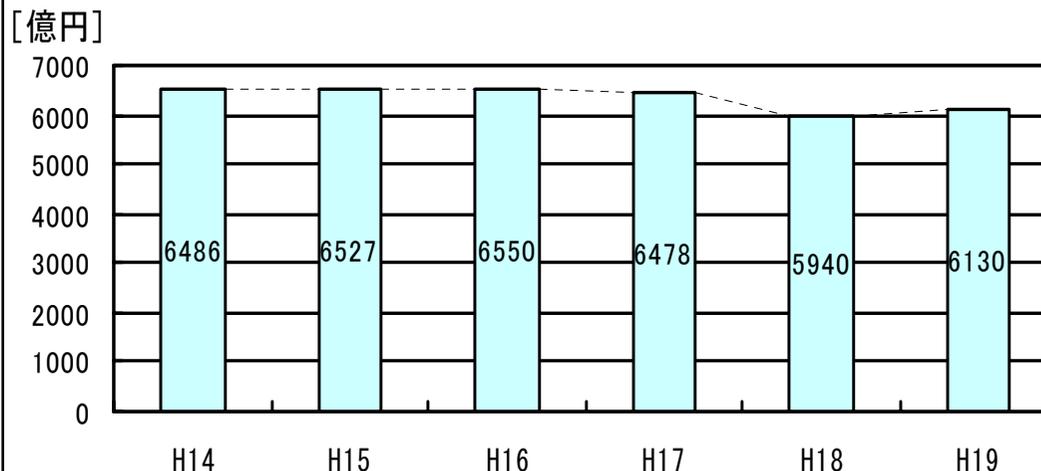
③ 受信料収入

(平成16年7月に発覚した「芸能番組制作費不正支出問題」等を契機に、受信料の未契約・不払者が増加)

平成19年3月末の受信料支払いの状況



受信料収入の推移(予算ベース)



I-2 放送に係る主な規律

	民 放	N H K
目 的	次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ること【第1条】 ① 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること ② 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること ③ 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること	【追加】【第7条】 ① あまねく日本全国において受信可能とすること ② 豊かで、かつ、良い放送番組を提供すること ③ 放送及びその受信の進歩発達に必要な技術開発 ④ 国際放送及び委託協会国際放送業務を行うこと
普及義務	放送対象地域において、放送があまねく受信できるようにする努力義務【第2条の2第6項】	【追加】【第9条第5項】 中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送があまねく全国において受信できるように措置する義務
番組準則	国内放送の放送番組の編集に当たっての義務【第3条の2第1項】 ① 公安及び善良な風俗を害しないこと ② 政治的に公平であること ③ 報道は事実をまげないですること ④ 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること	【追加】【第44条第1項】 ① 公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与する努力義務 ② 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにする義務 ③ 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにする義務
番組調和原則	テレビジョン放送による国内放送番組の編集に当たり、放送番組の相互の間の調和を保つ義務【第3条の2第2項】	同左
番組基準	放送番組の編集の基準を定め、放送番組を編集する義務【第3条の3第1項】	同左
放送番組審議機関	放送番組審議機関の設置【第3条の4】	【追加】【第44条の2第1項】 中央放送番組審議会、地方放送番組審議会、国際放送番組審議会の設置
放送番組の保存	放送番組の内容を放送後に審議機関又は関係者が確認することができるように放送番組を保存する義務【第5条】	同左
災害放送	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をする義務【第6条の2】	同左

I-3 NHKの公共的役割

1 放送の全国普及

○ NHK

「あまねく全国において受信できるように措置を
しなければならない。」(放送法第9条第5項)

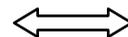


民放

「あまねく受信できるように努めるものとする。」(同法第2条の2第6項)

(例) 北海道における地上テレビジョン放送の世帯カバー率及び無線局数

NHK : 約99.4%、211局



民放事業者 : 約89.4%~約98.3%、83局~169局

2 良質な放送番組の提供

○ 番組に対する視聴者の意見 (出典: NHK放送文化研究所 放送研究と調査8月号 「日本人とテレビ・2005年」)

・ 事件や災害が起きたときの対応が速い	60%	⇔	(民放 19%)
・ 教養番組に、興味深いものがある	44%	⇔	(民放 8%)
・ 地域の出来事や話題をよく伝えている	34%	⇔	(民放 27%)
・ 報道番組が中立・公正	25%		(民放 5%)

○ 分野別番組比率 (再免許時の免許条件)

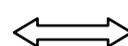
NHK総合 : 教育10% 教養20%
NHK教育 : 教育75% 教養15%



民放 : 教育10% 教養20%

○ 字幕付加可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合 (平成17年度実績)

NHK総合 98.2%



在京キー局 48.5%~80.0%

3 放送技術の開発

- NHKの技術調査研究費 : 60億円
- 特許権及び実用新案権等保有総数 : 1,026件
- NHK技術研究所
(職員数276人、うち研究員249人)

4 国際放送(短波・映像)の実施

- 短波国際放送
 - ・ 昭和10年開始 (運営総経費79.4億円 うち政府交付金21.5億円)
 - ・ 放送時間 (19年度前半期) 1日延べ65時間 (22言語)
- 映像国際放送
 - ・ 平成7年開始 (運営総経費48.0億円 うち政府交付金3億円)
 - ・ 1日24時間 (日本語、英語)
 - ・ 在留邦人の居住地域をほぼ100%カバー

I - 4 NHKの各放送波の位置付け

	放送波	位置付け	特徴・役割
テレビ (2)	総合テレビ	<ul style="list-style-type: none"> ・総合放送 ・教育番組 10%以上、教養番組 20%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニュース・情報番組や文化・教養番組、娯楽番組など、各分野の調和のとれた編成を行う「基幹的な総合サービス波」
	教育テレビ	<ul style="list-style-type: none"> ・教育放送 ・教育番組 75%以上、教養番組 15%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉、教育、趣味・実用、芸術など幅広い多彩な番組の提供
ラジオ (3)	ラジオ第1 (AM)	<ul style="list-style-type: none"> ・総合放送 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の迅速・的確な報道に努め（「安心ラジオ」）、暮らしに役立つ情報をきめ細かく伝える（「生活情報波」）役割
	ラジオ第2 (AM)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育放送 	<ul style="list-style-type: none"> ・語学講座番組や教養番組など、生涯学習の機会を提供する最も身近なメディア
	FM	<ul style="list-style-type: none"> ・総合放送 	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた音質を生かした多彩な音楽番組やNHKならではの貴重な音声素材を活用した「総合音楽波」
衛星 (3)	衛星第1	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星系による放送の普及に資するためその特性を生かして行う総合放送 ・教育番組 10%以上、教養番組 20%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の最新の動向をいち早く多角的に伝える「内外総合情報波」
	衛星第2	<ul style="list-style-type: none"> ・難視聴解消を目的とする放送 ・教育番組 30%以上、教養番組 20%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・地上テレビジョン放送の難視聴解消のための放送を6割程度実施 ・すぐれた文化・芸術を紹介する番組や、国内外の名作映画、話題の海外ドラマ、良質の娯楽番組などで編成される「豊かで楽しめる波」
	衛星ハイビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・高精細度テレビジョン放送の普及に資する放送 	<ul style="list-style-type: none"> ・高画質・高音質などハイビジョンの特徴を最大限に生かした波

I-5 NHKの業務①

○ 【必須業務】 <放送法第9条第1項>

- | | |
|---|---|
| 1 国内放送
① 中波放送(総合、教育) ② 超短波放送(FM) ③ テレビジョン放送(総合、教育、地上デジタル、BSアナログ放送) | |
| 2 テレビジョン放送による委託国内放送業務(BSデジタル放送) | 中波放送と超短波放送いずれか及びテレビジョン放送については全国普及義務有り。(放送法第9条第5項) |
| 3 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究
(放送技術研究所、放送文化研究所を設置し、放送技術研究や放送番組に関する視聴動向調査等) | |
| 4 国際放送及び委託協会国際放送業務
(NHKワールド・ラジオ日本(短波国際放送)、NHKワールド・テレビ(テレビ国際放送)) | |

○ 【任意業務】 <放送法第9条第2項>

- | | |
|---|---------------------------|
| 1 中継国際放送(カタ放送協会、タイリス放送協会の東南アジア等向け放送) | |
| 2 必須業務に附帯する業務 | |
| ・ NHK放送研究と調査、語学番組テキスト等の出版 | ・ 有線テレビジョン放送事業者等への放送番組の供用 |
| ・ 放送の補完利用としてのインターネット利用 | ・ NHK所有の著作権の使用承認 |
| 3 外国放送事業者、外国有線放送事業者への放送番組等の提供(NHKワールド・プレミアム等による放送番組等の提供) | |
| 4 多重放送事業者への放送設備の賃貸 | |
| 5 委託による調査研究、技術援助及び放送従事者の養成 | |
| 6 放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務 ⇨ <<総務大臣の認可が必要>>
((社) デジタルラジオ推進協会に対し番組を提供する業務等) | |

○ 【受託業務等】 <放送法第9条第3項>

- | |
|------------------|
| 1 保有施設・設備の供用又は賃貸 |
| 2 委託による放送番組等の制作等 |



総務大臣の認可が必要
(必須業務及び任意業務の円滑な遂行に支障のない範囲内で。)

I-6 NHKの業務②

放送法

第9条第4項 協会は、前三項の業務を行うに当たつては、営利を目的としてはならない。

第46条 協会は、他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。

第33条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うべきことを命じ、又は委託して放送をさせる区域、委託放送事項その他必要な事項を指定して委託協会国際放送業務を行うべきことを命ずることができる。

(参考)

有料放送を行うことができる一般放送事業者には、NHKは含まれていない
(第52条の4)

Ⅱ 受信料制度

Ⅱ－1 受信料制度の概要

- 受信契約の締結義務（放送法第32条）
- 受信料の支払義務（日本放送協会放送受信規約第5条）
- 受信料額は国会が決定（放送法第37条）
- 罰則制度はなし

○ 放送法

（受信契約及び受信料）

第32条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2 （略）

3 協会は、第1項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

（収支予算、事業計画及び資金計画）

第37条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣に提出しなければならない。これを
変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 （略）

4 第32条第1項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第1項の収支予算を承認することによつて、定める。

○ 日本放送協会放送受信規約（平成19年10月施行）

（放送受信料支払いの義務）

第5条 放送受信契約者は、受信機の設置の月からその廃止の届け出のあった月の前月（受信機を設置した月にその廃止を届け出た放送受信契約者については、当該月とする。）まで、1の放送受信契約につき、その種別および支払区分に従い、次の表に掲げる額の放送受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。（表略）

2～4 （略）

Ⅱ－２ 受信料の位置づけ

○臨時放送関係法制調査会答申（昭和39年9月）抜粋

受信料は、上述のようなNHKの業務を行うための費用の一種の国民的な負担であって、法律により国がNHKにその徴収権を認めたものである。国がその一般的な支出に当てるために徴収する租税ではなく、国が徴収するいわゆる目的税でもない。国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金と解すべきである。

○昭和55年3月17日 参・予算委員会 内閣法制局長官 答弁

「現行法でも民放とは別にいわばナショナルミニマムとしての公共的放送の享受を国民に保障する必要があるという考え方を基礎といたしまして、その公共的放送をNHKの業務として行わせるための一種の国民的な負担として受信料をとらえているわけであります。」

Ⅱ－3 放送法第32条の規定の解釈

1 「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」について

○平成19年3月22日 衆・総務委員会

放送法三十二条一項の「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」といいますのは、BSも含め受信が可能な設備を設置した者は、個別受信であるかあるいは共同受信であるかを問わず、また、BS放送を視聴する意思があるか否かにかかわらず、付随的に視聴可能な場合については受信契約の締結を行う義務があるということをごさいます、これは地上デジタル放送であろうがBSデジタル放送であろうが同様だと述べております。

○昭和25年2月15日 参・電気通信・文部連合委員会

この三十二条の規定は、協会の行う、現在行なっておりますいわゆる標準放送と申しまするか、或いは極く平易に申しますると中波放送という、現在の協会の方がやっておりますところの放送を聞き得る受信機を持ったものは、その実際に聴いておるものは日本放送協会の放送であろうがなかろうが、或いは単に民間放送の番組だけを聴いておる場合におきましても、やはり協会に三十五円を拂わなければならないという規定をごさいます、(以下略)

2 「放送の受信を目的としない受信設備」について

○平成19年3月22日 衆・総務委員会

条文の中にあります「放送の受信を目的としない受信設備」と申しますのは、外形的、客観的にその設置目的が番組の視聴ではないと認められるものをごさいます、例えば、電波監視用の受信設備、あるいは受信画質の確認を行うための設備、あるいは、それと同様でございますが、電器店の店頭で陳列されているものもいわば画質確認を行うものと考えられますので、そういった受信設備がこれに該当するものをごさいます、個人の意思に係らしめているものではないというふうに解釈しております。

Ⅱ－４ 諸外国の公共放送に対する各種規制

	受信料の決定	予算の承認
イギリス (BBC)	主務大臣	BBCトラスト
フランス (FT等)	法律で規定 (租税一般法典第1605条) ※2005年に国会による決定から変更	国会
ドイツ (各州放送協会、ZDF)	州議会	(各州放送協会) 放送評議会
		(ZDF) テレビ評議会
韓国 (KBS)	国会	経営委員会
日本 (NHK)	国会	国会

II-5 諸外国の受信料制度

	受信料等の位置づけ (支払の相手方)	強制 徴収	罰則等	外部情報の活用	徴収単位	料金年額 (2006年度)	受信料収入 (総収入に占める割合)				
イギリス	受信許可料 (BBC)	なし	<ul style="list-style-type: none"> 無許可受信者は、略式起訴による有罪判決に基づき1千ポンド以下の罰金 罰金未納の場合は刑務所収監 	<ul style="list-style-type: none"> 郵便局の住所ファイルを活用 電器店、レンタル店等からの通報義務あり 	世帯	T (C) 135.5ポンド (32,520円) T (M) 45.5ポンド (10,920円) Rなし	7,441億1,440万円 (31億60万ポンド) (69.2%) (子会社を含む連結決算)				
フランス	視聴覚受信税 (政府)	あり	<ul style="list-style-type: none"> 2005年から、受信料を住居税と一括徴収(法人は付加価値税として徴収) 正確な届出をしない場合等は、150ユーロの罰金 	<ul style="list-style-type: none"> 住居税の住所ファイルを活用 電器店などからの通報義務あり 有料放送事業者は求められた場合に加入者の個人情報を提供 	世帯 〔課税単位と同じ〕	T 116ユーロ (18,560円) Rなし	2,874億8,800万円 (17億9,680万ユーロ) (65.9%)				
ドイツ	受信料 (ARD、ZDFが共同で設立したGEZ (受信料徴収センター))	あり	<ul style="list-style-type: none"> 1ヶ月超の届出遅滞及び6ヶ月以上の滞納に対し、1千ユーロ以下の過料 また、州放送協会の告訴に基づき訴訟 	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の登録データを活用 受信機を設置したら届け出る義務あり 	世帯	基本料金(R) 66.24ユーロ (10,598円) T 204.36ユーロ (32,698円)	<table border="1"> <tr> <td>ARD</td> <td>8,190億8,800万円 (51億1,930万ユーロ) (83.1%)</td> </tr> <tr> <td>ZDF</td> <td>2,592億8,000万円 (16億2,050万ユーロ) (85.9%)</td> </tr> </table>	ARD	8,190億8,800万円 (51億1,930万ユーロ) (83.1%)	ZDF	2,592億8,000万円 (16億2,050万ユーロ) (85.9%)
ARD	8,190億8,800万円 (51億1,930万ユーロ) (83.1%)										
ZDF	2,592億8,000万円 (16億2,050万ユーロ) (85.9%)										
韓国	受信料 (KBS)	あり	<ul style="list-style-type: none"> 罰則制度はなし 受信料未納の場合は割増金制度あり テレビ受像機の未登録には、1年分の受信料相当額の追徴金賦課制度あり 	<ul style="list-style-type: none"> 電力会社のデータベースを活用(1994年から、電力公社が電気料金とともに徴収(委託)) 受信機登録制度あり 	世帯	T 30,000ウォン (3,900円) Rなし	681億9,800万円 (5,246億ウォン) (38.2%)				
日本	受信料 (NHK)	なし	<ul style="list-style-type: none"> 罰則制度はなし 延滞金・割増金制度あり 		世帯	T 16,740円 + 衛星 11,340円 Rなし	6,130億円 (96.6%)				

※1 Tはテレビ、Rはラジオの意。また、T(C)はカラーテレビ、T(M)はモノクロ(白黒)テレビの意。

※2 収入額は英国、韓国は2005年度末、仏国、独国は2005年末の数字

※3 収入額について、仏国はフランス・テレビジョングループ全体の金額、ARDは各州放送協会の合計額

※4 1ポンド=240円、1ユーロ=160円、1ウォン=0.13円で換算(2007年5月現在)

II-6 諸外国における受信料の支払単位

	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア	韓国
世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
料金年額	135.5ポンド (32,520円)	116ユーロ (18,560円)	204.36ユーロ ※テレビ・ラジオ併用 (32,698円)	104ユーロ ※テレビ・ラジオ併用 (16,640円)	30,000ウォン (3,900円)
事業所	事業所	台数	台数	事業所	台数
割引制度等	(ホテル) 15部屋まで1許可 以降5室ごとに1許可	3台目から30台目までは30%割引 31台目以降は35%割引 (ホテル) 上記割引のほか、1年のうち9ヶ月を超えない営業を行う観光ホテルについては、合計の料額から25%割引	(ホテル) 宿泊者用のテレビに対して、客室数が50室以下の場合は50%割引 50室以上の場合は25%割引	カテゴリーA 5つ星ホテルで部屋数が100以上のもの (年額5926.30ユーロ) カテゴリーB ・5つ星ホテルで部屋数が25以上100未満のもの ・4つ星観光ホテル (年額1777.90ユーロ) カテゴリーC ・5つ星ホテルで部屋数が25以下のもの ・3つ星観光ホテル (年額888.94ユーロ) カテゴリーD ・2つ星、1つ星観光ホテル ・事務所 (年額355.58ユーロ) カテゴリーE 商店 (年額177.80ユーロ)	(割引制度なし)

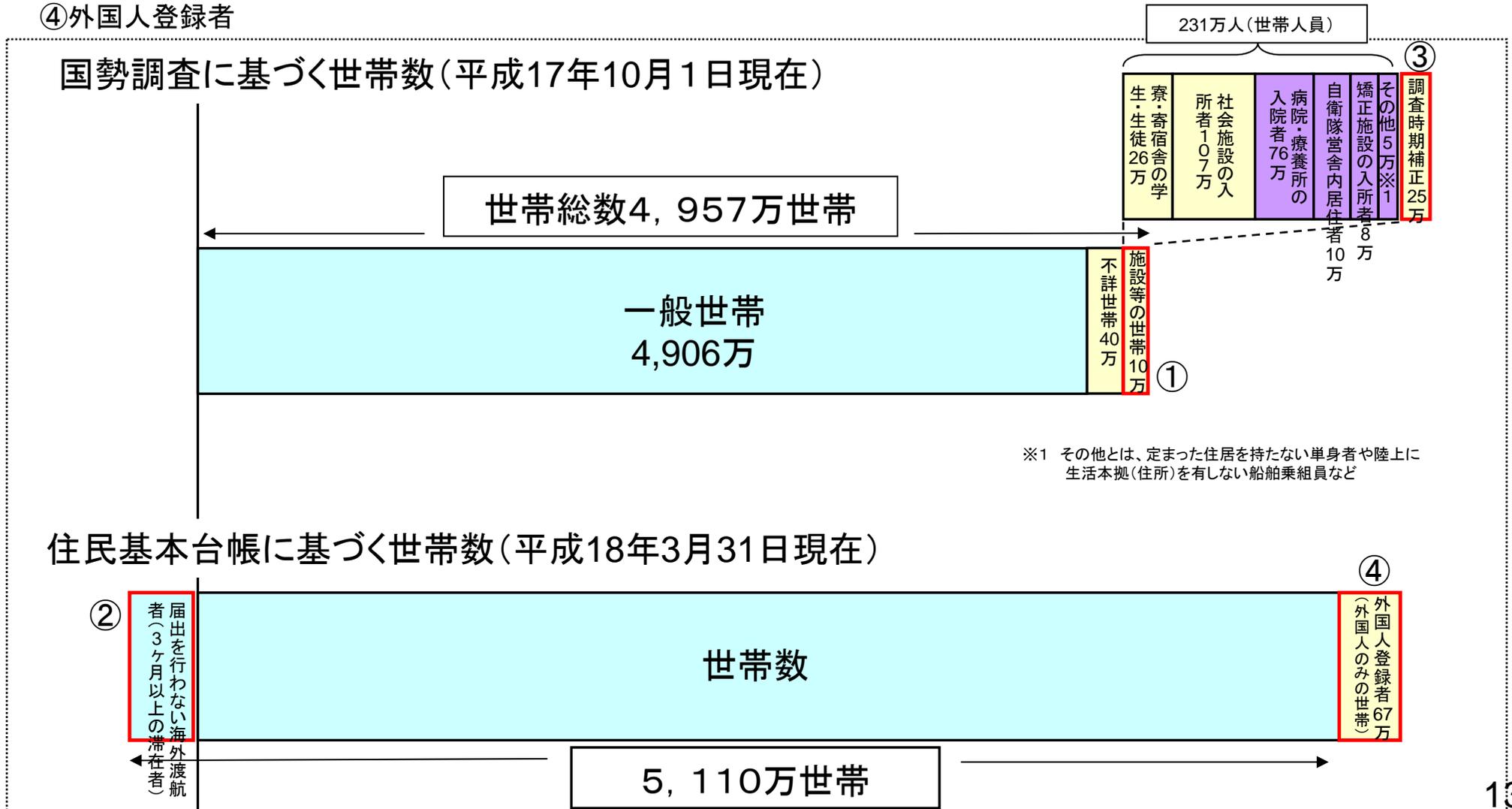
為替レート: 1ポンド=240円、1ユーロ=160円、1ウォン=0.13円で換算(2007年5月現在)

Ⅲ 契約率算定の母数となる世帯数・事業所数等 基礎的データ

Ⅲ－１ 国勢調査と住民基本台帳に基づく世帯数の差違

国勢調査と住民基本台帳に基づく世帯数が相違する要因と考えられるもの

- ①世帯単位の計上方法の相違によるもの(国勢調査は、「施設等の世帯」を棟ごとに1世帯と計上)
- ②住民票の届出を行わない海外渡航者(3ヶ月以上の滞在者:最大71万世帯)
- ③各統計の調査時期の相違によるもの
- ④外国人登録者



Ⅲ－２ 各統計による世帯数の推移

単位：千

区分	国勢調査 (*「日本の世帯数の将来推計」)		住宅・土地統計調査		住民基本台帳	
	一般世帯数	対前年増減数	居住世帯	対前年増減数	世帯数	対前年増減数
平成7年	43,900	-	-	630	44,236	570
平成8年	* 44,416	516	-	630	44,831	595
平成9年	* 44,951	535	-	630	45,498	667
平成10年	* 45,466	515	43,922	630	46,157	659
平成11年	* 45,952	486	-	588	46,812	655
平成12年	46,782	830	-	588	47,420	608
平成13年	* 47,262	480	-	588	48,015	595
平成14年	* 47,742	480	-	588	48,638	623
平成15年	* 48,204	462	46,863	588	49,261	623
平成16年	* 48,642	438	-	-	49,838	577
平成17年	49,063	421	-	-	50,382 (50,456)	544
平成18年	-	-	-	-	51,102 (646)	720

※1 国勢調査は、施設等の世帯を除く一般世帯数。

※2 「日本の世帯数の将来推計」は、平成8年から平成11年までは平成7年国勢調査を基にした推計世帯数、平成13年から平成16年までは平成12年国勢調査を基にした推計世帯数。(国立社会保障・人口問題研究所資料による。)

※3 住宅・土地統計調査の居住世帯は、住宅に居住する主世帯数。対前年増減数は、平成5年、平成10年、平成15年の調査間における各年平均増減数。

※4 住民基本台帳の平成17年世帯数()書きは、平成18年人口統計調査から転出者の取扱いを統一したことに伴い、同様の方法による数値を記載したものである。

Ⅲ－3 「受信契約状況実態調査」の概要と調査結果、適用係数

■H14年「受信契約状況実態調査」

- ◇調査時期 平成14年3月
（「国勢調査」との連動を基本に実施）
- ◇調査方法 郵送回収法、インターネット調査
- ◇調査対象 約2万8千件
- ◇回答数 約4千件（回収率 約13%）
- ◇調査項目 テレビ所有率、同居型世帯率等
- ◇調査実施 外部調査機関
- ◇算出手法 回答結果を分析の上、推計

■H18年「受信契約状況実態調査」

- ◇調査時期 平成18年3～4月
（「国勢調査」との連動を基本に実施）
- ◇調査方法 郵送回収法、インターネット調査
- ◇調査対象 約1万3千件
- ◇回答数 約4千件（回収率 約32%）
- ◇調査項目 テレビ所有率、同居型世帯率等
- ◇調査実施 外部調査機関
- ◇算出手法 回答結果を分析の上、推計

区 分		H14年調査	H18年調査	H18年度末	H18年度末係数の考え方
非同居型世帯率	2人以上	98.1%	97.7%	97.6%	H14年とH18年の調査結果から伸び率を算出し適用
	単身	84.1%	86.6%	87.2%	
テレビ所有率	2人以上	99.3%	99.4%	99.4%	H18年調査結果を適用
	単身	94.0%	94.5%	94.5%	
テレビ故障等の率		1.5%	1.6%	1.6%	H18年調査結果を適用

Ⅲ-4 「法人・事業所契約実態調査」の概要と調査結果、適用係数

■H10年「法人・事業所契約実態調査」

- ◇調査時期 平成10年5～6月
(「事業所・企業統計調査報告」との連動を基本に実施)
- ◇調査方法 郵送回収法およびファクシミリで回答を求め、未回答分には電話で聞き取り調査
- ◇調査対象 約2万件
- ◇回答数 約1万5千件 (回収率 約75%)
- ◇調査項目 純粋事業所(住居併設ではない事業所)比率、テレビ平均設置室数等
- ◇調査実施 外部調査機関
- ◇算出方法 回答結果を分析の上、推計

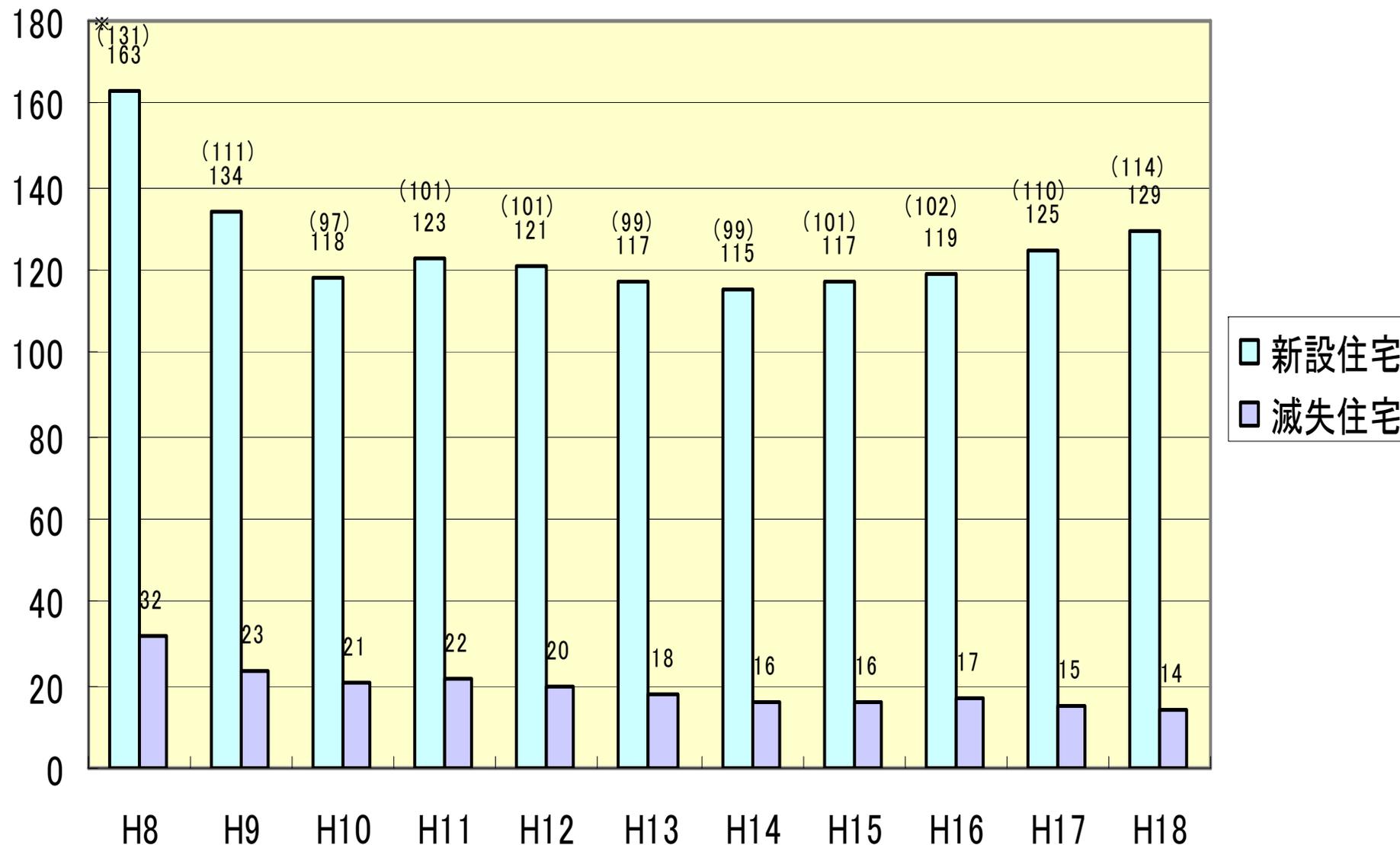
■H13年「法人・事業所契約実態調査」

- ◇調査時期 平成13年4～5月
(「事業所・企業統計調査報告」との連動を基本に実施)
- ◇調査方法 郵送回収法およびファクシミリで回答を求め、未回答分には電話で聞き取り調査
- ◇調査対象 約2万件
- ◇回答数 約1万4千件 (回収率 約70%)
- ◇調査項目 純粋事業所(住居併設ではない事業所)比率、テレビ平均設置室数等
- ◇調査実施 外部調査機関
- ◇算出方法 回答結果を分析の上、推計

区 分		H10年調査	H13年調査	H18年度末	H18年度末係数の考え方
純粋事業所比率	ホテル・旅館	86.4%	90.4%	98.5%	H10年とH13年の調査結果から伸び率を算出し適用
	病 院	42.3%	46.3%	54.1%	
	その他	43.9%	43.6%	43.6%	H13年調査結果を適用
テレビ設置事業所比率	ホテル・旅館	99.4%	99.4%	99.4%	H10年とH13年の調査結果から伸び率を算出し適用
	病 院	63.5%	63.5%	63.5%	
	その他	42.2%	42.3%	42.3%	
テレビ平均設置室数	ホテル・旅館	13.4	13.6	13.9	H10年とH13年の調査結果から伸び率を算出し適用
	病 院	5.4	5.6	5.9	
	その他	1.5	1.5	1.5	H13年調査結果を適用

Ⅲ－５ 新設住宅着工戸数及び減失住宅戸数

(万戸)



※ ()内は、新設住宅着工戸数から減失住宅戸数を差し引いた戸数
 出典：建築着工統計調査、建築物減失統計調査(国土交通省)による

Ⅲ－6 世帯の定義

■受信規約における「世帯」の定義

住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者
(日本放送協会放送受信規約第2条第3項)

■国勢調査における「一般世帯」の定義

住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持する単身者
(国勢調査令第2条第2項)

■住民基本台帳における「世帯」の定義

居住と生計を共にする社会生活上の単位をいいます。営業のための使用人、寄宿舍などの居住者などは、居住が一緒であっても生計を共にするものでないものについては、各人がそれぞれの世帯をつくっているとみられます。

「住民基本台帳人口要覧（平成17年3月31日）」（総務省）より抜粋

Ⅲ－7 平成17年 国勢調査(1)

第2表 男女別人口及び世帯の種類(2区分)別世帯数(抜粋)

総務省統計局

地 域	総 数					
	人 口			世 帯 数		
	総 数	男	女	総 数 1)	一般世帯	施設等の世帯
全 国	127,767,994	62,348,977	65,419,017	49,566,305	49,062,530	100,299

1)世帯の種類「不詳」を含む。

第8表 施設等の世帯の種類(6区分)、世帯人員(4区分)別施設等の世帯数及び施設等の世帯人員(抜粋)

総務省統計局

地域、施設等の世帯の種類(6区分)	世帯数					世帯人員				
	総数	世帯人員が1～4人	5～29	30～49	50人以上	総数	世帯人員が1～4人	5～29	30～49	50人以上
全 国										
総 数	100,299	49,279	24,462	9,377	17,181	2,312,446	61,678	340,215	376,483	1,534,070
寮・寄宿舎の学生・生徒	6,995	831	3,060	1,327	1,777	263,678	1,848	47,294	51,186	163,350
病院・療養所の入院者	15,608	2,114	5,516	2,672	5,306	757,778	5,086	75,955	106,148	570,589
社会施設の入所者	31,435	3,321	14,322	4,801	8,991	1,070,393	10,685	193,486	197,305	668,917
自衛隊営舎内居住者	2,705	410	1,202	479	614	95,011	1,026	18,828	18,120	57,037
矯正施設の入所者	770	26	171	86	487	79,950	73	2,841	3,291	73,745
そ の 他	42,786	42,577	191	12	6	45,636	42,960	1,811	433	432

Ⅲ－8 平成17年 国勢調査(2)

第39表 外国人のいる世帯の類型(4区分)、世帯の家族類型(5区分)、世帯主国籍(12区分)別外国人のいる一般世帯数、一般世帯人員、外国人人員及び外国人親族人員(抜粋) 総務省統計局

世帯主の国籍(12区分)、外国人のいる世帯の類型(4区分)	一般世帯数						一般世帯人員					
	総数	核家族世帯	うち夫婦のみ の世帯	その他の親族世帯	非親族世帯	単独世帯	総数	核家族世帯	うち夫婦のみ の世帯	その他の親族世帯	非親族世帯	単独世帯
全 国	1,003,150	460,932	155,035	87,082	14,291	440,845	2,219,264	1,375,360	312,433	372,482	30,577	440,845
総 数												
外国人のみ	<u>673,130</u>	198,922	63,319	27,236	6,127	440,845	1,139,270	588,422	127,182	96,483	13,520	440,845
外国人と日本人がいる世帯	330,020	262,010	91,716	59,846	8,164	-	1,079,994	786,938	185,251	275,999	17,057	
日本人の親族がいる世帯	327,096	261,666	91,666	59,766	5,664	-	1,073,170	785,589	185,078	275,639	11,942	
外国人の親族がいる世帯	317,550	259,062	91,115	58,488	-	-	1,041,515	774,395	182,873	267,120	-	
外国人の親族がいない世帯	9,546	2,604	551	1,278	5,664	-	31,655	11,194	2,205	8,519	11,942	
日本人の親族がいない世帯	2,924	344	50	80	2,500	-	6,824	1,349	173	360	5,115	

Ⅲ－９ 日本の世帯数の将来推計(全国推計) 平成15年10月推計

世帯の家族類型別一般世帯数、平均世帯人員(抜粋)

国立社会保障・人口問題研究所

年次	一般世帯数 (1,000世帯)							一般世帯人員(1,000人)	平均世帯人員(人)
	総数	単独	核家族世帯				その他		
			総数	夫婦のみ	夫婦と子	ひとり親と子			
2000(平成12年)	46,782	12,911	27,332	8,835	14,919	3,578	6,539	124,950	2.67
2001(13年)	47,262	13,189	27,590	9,045	14,871	3,673	6,483	125,169	2.65
2002(14年)	47,742	13,460	27,858	9,273	14,815	3,769	6,425	125,328	2.63
2003(15年)	48,204	13,722	28,116	9,487	14,763	3,865	6,366	125,442	2.60
2004(16年)	48,642	13,976	28,358	9,686	14,711	3,960	6,308	125,522	2.58
2005(17年)	49,040	14,218	28,575	9,851	14,666	4,058	6,247	125,551	2.56
2006(18年)	49,296	14,417	28,686	9,966	14,595	4,126	6,193	125,530	2.55
2007(19年)	49,549	14,620	28,789	10,103	14,490	4,195	6,140	125,466	2.53
2008(20年)	49,776	14,811	28,878	10,229	14,385	4,264	6,087	125,361	2.52
2009(21年)	49,972	14,993	28,946	10,340	14,274	4,331	6,034	125,216	2.51
2010(22年)	50,139	15,169	28,990	10,421	14,169	4,400	5,981	125,026	2.49
2011(23年)	50,227	15,322	28,965	10,450	14,068	4,447	5,940	124,790	2.48
2012(24年)	50,320	15,496	28,929	10,499	13,934	4,496	5,896	124,513	2.47
2013(25年)	50,394	15,662	28,881	10,541	13,798	4,543	5,851	124,199	2.46
2014(26年)	50,449	15,826	28,817	10,575	13,657	4,585	5,806	123,851	2.45
2015(27年)	50,476	15,984	28,731	10,589	13,517	4,625	5,761	123,463	2.45
2016(28年)	50,452	16,111	28,614	10,567	13,394	4,654	5,727	123,029	2.44
2017(29年)	50,436	16,259	28,487	10,557	13,246	4,684	5,691	122,554	2.43
2018(30年)	50,406	16,404	28,349	10,544	13,094	4,711	5,653	122,046	2.42
2019(31年)	50,353	16,540	28,198	10,529	12,936	4,733	5,614	121,511	2.41
2020(32年)	50,270	16,663	28,033	10,507	12,776	4,750	5,574	120,940	2.41
2021(33年)	50,155	16,757	27,854	10,453	12,639	4,762	5,544	120,333	2.40
2022(34年)	50,049	16,869	27,669	10,409	12,484	4,776	5,510	119,686	2.39
2023(35年)	49,931	16,977	27,479	10,368	12,324	4,787	5,475	119,020	2.38
2024(36年)	49,800	17,078	27,284	10,328	12,162	4,793	5,439	118,339	2.38
2025(37年)	49,643	17,159	27,083	10,291	11,998	4,794	5,401	117,636	2.37

Ⅲ－10 老人福祉施設等の居室数

平成15年 社会福祉施設等調査

第53-2表 居室数、施設の種類の種類(老人福祉施設等調査票)・居室の規模別(抜粋)

厚生労働省統計情報部

施設の種類の種類	1人用	2人用	3人用	4人用	5～6人用	7人以上用
養護老人ホーム(一般)	<u>19,806</u>	17,797	612	1,945	72	26
養護老人ホーム(盲)	<u>775</u>	862	30	72	1	-
軽費老人ホーム(A型)	<u>12,772</u>	<u>800</u>	-	-	-	-
軽費老人ホーム(B型)	<u>1,171</u>	<u>217</u>	-	-	-	-
軽費老人ホーム(ケアハウス)	<u>53,734</u>	<u>3,959</u>	-	9	-	-
有料老人ホーム	<u>30,472</u>	<u>12,783</u>	520	965	7	2

※ 青字は、公的老人ホームの個室に該当する部屋数 計93,234部屋(軽費老人ホームの2人用は、夫婦の入居が想定されるため個室扱いとした。)
赤字は、有料老人ホームの個室に該当する部屋数 計43,255部屋(2人用は、夫婦の入居が想定されるため個室扱いとした。)

平成17年 介護サービス施設・事業所調査

表14 施設の種類の種類別にみた室定員別室数(抜粋)

厚生労働省統計情報部

	総数	個室	2人室	3人室	4人室	5人以上室
介護老人福祉施設	172,000	<u>83,120</u>	25,182	2,298	59,932	1,468
介護老人保健施設	115,425	<u>42,791</u>	16,650	2,258	53,726	-
介護療養型医療施設	44,115	9,112	8,122	4,440	21,700	741

※ 青字は、公的老人ホームに該当する部屋数 計125,911部屋、社会福祉施設等調査の93,234部屋を加えて、公的老人ホームの部屋数合計は219,145部屋

Ⅲ-11 平成15年 住宅・土地統計調査(1)

第1表 居住世帯の有無(9区分)別住宅数及び建物の種類(5区分)別住宅以外で人が居住する建物数(抜粋)

総務省統計局

地域	住宅総数															住宅以外で人が居住する建物総数(注5)					
	総数	居住世帯あり			居住世帯なし											総数	会社等の寮・寄宿舍	学校等の寮・寄宿舍	下宿屋	旅館・宿泊所(注6)	その他の建物
		総数	同居世帯なし(注1)	同居世帯あり(注1)	総数	一時現在者のみ(注2)	空き家				建築中										
							総数	二次的住宅(注3)				賃貸用の住宅	売却用の住宅	その他の住宅(注4)							
総数	別荘	その他	総数	総数	別荘	その他															
全国	53,890,900	46,862,900	46,583,000	279,900	7,027,900	325,900	6,593,300	498,200	257,200	240,900	3,674,900	302,600	2,117,600	108,800	81,400	25,500	7,400	1,400	12,400	34,800	

注1：1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯(家の持ち主や借り主の世帯など)を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」としている。なお、単身者が友人と共同でアパートの1室を借りて住んでいる場合など、1住宅に二人以上の単身者が住んでいる場合は、便宜、そのうちの一人を「主世帯」とし、他の人は一人一人を「同居世帯」としている。

注2：「一時現在者のみ」の住宅とは、昼間だけ使用しているとか、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅(例:宿直などのため宿直室(住宅要件を満たしている)に何人かが交代で寝泊まりしているなど)

注3：「二次的住宅」とは、別荘や別宅。

注4：「その他の住宅」とは転勤及び入院などの居住世帯が長期にわたり不在の住宅や、建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅。

注5：「住宅以外で人が居住する建物総数」とは、住宅・土地統計調査上「住宅」の定義には含まれないが、居住していれば、棟ごとに調査の対象とした。

「住宅」の定義・・・コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで同じ建物の他の部分と完全に遮断されており、1つ以上の居住室、専用の炊事用流し(台所)、専用のトイレ、専用の出入り口の4つの設備要件を満たすものをいう。(台所、トイレ、出入り口については、共用であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できる状態であればよい)

注6：「旅館・宿泊所」とは、旅館等の従業員が住み込みで働くなど、旅館等に居住者がいる建物。

※「居住」とは、調査日現在当該住居に既に3ヶ月以上にわたって住んでいるか、あるいは調査日の前後をとおして3ヶ月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

第79表 居住世帯の有無(2区分)別住宅数及び住宅以外で人が居住する建物数並びに世帯の種類(3区分)別世帯数及び世帯人員(抜粋)

総務省統計局

地域	住宅総数					住宅以外で人が居住する建物数	世帯総数			
	総数	居住世帯あり		居住世帯なし			総数	主世帯	同居世帯	
		うち同居世帯あり	うち空き家	普通世帯						
全国	53,890,900	46,862,900	279,900	7,027,900	6,593,300	81,400	47,255,200	46,862,900	302,000	191,100

Ⅲ-12 平成15年 住宅・土地統計調査(2)

第2表 住宅の種類・建物の種類別 住宅以外で人が居住する建物数並びに世帯の種類別世帯数及び世帯人員(抜粋) 総務省統計局

住宅の種類 建物の種類	住宅数又は住宅 以外で人が居住 する建物数	世帯総数							世帯人員						
		総数	主世帯			同居世帯又は住宅以外の建物に 居住する世帯			総数	主世帯			同居世帯又は住宅以外の建物に 居住する世帯		
			総数	1人世帯	2人以上の 世帯	総数	普通世帯	準世帯		総数	1人世帯	2人以上の 世帯	総数	普通世帯	準世帯
住宅総数	46,862,900	47,164,900	46,862,900	12,462,200	34,400,700	302,000	191,100	110,900	125,074,400	124,344,400	12,462,200	111,882,200	729,900	619,000	110,900
専用住宅	45,258,400	45,547,000	45,258,400	12,216,700	33,041,700	288,600	181,200	107,400	120,197,500	119,504,600	12,216,700	107,287,900	692,900	585,500	107,400
店舗その他の 併用住宅	1,604,500	1,617,900	1,604,500	245,500	1,359,000	13,400	9,900	3,500	4,876,900	4,839,800	245,500	4,594,300	37,100	33,600	3,500
住宅以外で人が居 住する建物総数	81,400	90,400	—	—	—	90,400	28,800	61,600	2,383,200	—	—	—	2,383,200	76,900	2,306,400
会社等の寮・ 寄宿舎	25,500	26,500	—	—	—	26,500	2,100	24,400	572,200	—	—	—	572,200	4,400	567,900
学校等の寮・ 寄宿舎	7,400	7,700	—	—	—	7,700	400	7,300	300,800	—	—	—	300,800	900	299,900
下宿屋	1,400	1,400	—	—	—	1,400	100	1,300	15,300	—	—	—	15,300	300	15,100
旅館・宿泊所	12,400	12,600	—	—	—	12,600	11,700	900	46,600	—	—	—	46,600	36,100	10,500
その他	34,800	42,200	—	—	—	42,200	14,400	27,700	1,448,300	—	—	—	1,448,300	35,300	1,413,000

※ 青字は、会社の寮・寄宿舎、学校等の寮・寄宿舎及び下宿屋に居住する世帯数 合計885,500世帯

Ⅲ－13 建築着工統計調査

新設住宅着工・利用関係別戸数、床面積

国土交通省総合政策局

(単位:戸、千㎡、%)

	新設住宅着工戸数、床面積													
	総計		持家				貸家		給与住宅		分譲住宅			
		前年比	床面積	前年比	公庫	前年比		前年比		前年比		前年比		
平成8年度	1,630,378	9.8	157,014	13.7	636,306	15.6	371,138	21.8	616,186	9.3	25,847	0.2	352,039	2.1
9	1,341,347	-17.7	123,751	-21.2	451,091	-29.1	218,575	-41.1	515,838	-16.3	23,725	-8.2	350,693	-0.4
10	1,179,536	-12.1	110,978	-10.3	438,137	-2.9	224,385	2.7	443,907	-13.9	15,647	-34.0	281,845	-19.6
11	1,226,207	4.0	119,562	7.7	475,632	8.6	269,133	19.9	426,020	-4.0	12,445	-20.5	312,110	10.7
12	1,213,157	-1.1	117,523	-1.7	437,789	-8.0	192,277	-28.6	418,200	-1.8	10,846	-12.8	346,322	11.0
13	1,173,170	-3.3	108,800	-7.4	377,066	-13.9	107,034	-44.3	442,250	5.8	9,936	-8.4	343,918	-0.7
14	1,145,553	-2.4	103,438	-4.9	365,507	-3.1	46,380	-56.7	454,505	2.8	9,539	-4.0	316,002	-8.1
15	1,173,649	2.5	104,945	1.5	373,015	2.1	31,761	-31.5	458,708	0.9	8,101	-15.1	333,825	5.6
16	<u>1,193,038</u>	1.7	105,531	0.6	367,233	-1.6	15,166	-52.2	467,348	1.9	9,413	16.2	349,044	4.6
17	<u>1,249,366</u>	4.7	106,651	1.1	352,577	-4.0	9,997	-34.1	517,999	10.8	8,515	-9.5	370,275	6.1
18	<u>1,285,246</u>	2.9	108,647	1.9	355,700	0.9	6,924	-30.7	537,943	3.9	9,100	6.9	382,503	3.3

Ⅲ－14 建築物滅失統計調査

滅失建築物：原因別床面積の合計及び戸数推移表

国土交通省総合政策局

(床面積の合計：㎡)

(住 宅：戸)

事項 年月	総 計		除 却		災 害											
	建築物の床 面積の合計	住宅戸数	建築物の床 面積の合計	住宅戸数	合 計			火 災			風 水 災			震 災・そ の 他		
					建築物の床 面積の合計	住 宅		建築物の床 面積の合計	住 宅		建築物の床 面積の合計	住 宅		建築物の床 面積の合計	住 宅	
						全(焼、壊、流失)	半(焼、壊、流失)		全 焼	半 焼		全(壊、流失)	半(壊、流失)		全 壊	半 壊
4年度	39,943,399	278,647	38,857,992	271,268	1,085,407	3,999	3,380	1,063,661	3,969	3,287	1,950	11	3	19,796	19	90
5年度	39,709,905	288,604	38,483,339	279,956	1,226,566	4,802	3,846	986,689	3,891	3,009	131,479	348	539	108,398	563	298
6年度	41,523,716	300,960	40,417,573	293,006	1,106,143	4,150	3,804	1,043,275	4,100	3,366	5,615	6	32	57,253	44	406
7年度	40,485,267	287,983	39,139,855	279,378	1,345,412	3,887	4,717	1,169,237	3,727	4,339	56,762	86	130	119,413	74	248
8年度	44,165,689	321,243	43,118,507	314,035	1,047,182	3,714	3,494	1,041,414	3,709	3,452	5,498	5	40	270	0	2
9年度	34,480,781	233,394	33,366,439	226,539	1,114,342	3,754	3,101	1,027,310	3,720	3,064	9,965	29	11	77,067	5	26
10年度	31,981,324	214,779	31,070,326	208,490	910,998	3,397	2,892	882,017	3,331	2,835	27,579	65	56	1,402	1	1
11年度	32,896,490	219,992	31,884,128	213,413	1,012,362	3,679	2,900	951,985	3,582	2,628	59,620	97	271	757	0	1
12年度	30,963,914	198,862	29,990,637	192,586	973,277	3,525	2,751	902,603	3,459	2,377	3,589	4	11	67,085	62	363
13年度	28,124,802	175,814	27,219,528	170,017	905,274	3,341	2,456	892,973	3,320	2,372	3,446	15	45	8,855	6	39
14年度	26,477,876	162,589	25,590,437	156,447	887,439	3,658	2,484	863,485	3,644	2,461	20,775	12	22	3,179	2	1
15年度	26,359,113	160,463	25,256,716	153,729	1,102,397	3,623	3,111	869,001	3,039	2,136	25,096	59	42	208,300	525	933
16年度	30,789,012	<u>173,972</u>	25,655,568	143,897	5,133,444	6,391	23,684	784,774	3,148	2,191	583,544	183	5,782	3,765,126	3,060	15,711
17年度	26,100,331	<u>150,505</u>	25,171,388	143,140	928,943	3,922	3,443	767,460	3,260	2,089	149,629	651	1,338	11,854	11	16
18.4-19.1	21,138,093	<u>121,818</u>	20,558,213	117,865	579,880	2,177	1,776	529,169	2,108	1,511	43,116	63	265	7,595	6	0

Ⅲ－15 住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯(平成18年3月31日)

第22表 世帯数等の推移

総務省自治行政局

	世帯数 (世帯)	対前年増加 数(世帯)	対前年増 加率(%)	1世帯平均構 成人員(人)		世帯数 (世帯)	対前年増加 数(世帯)	対前年増 加率(%)	1世帯平均構 成人員(人)
昭和43年	27,115,293			3.76	平成元年	40,561,404	536,317	1.34	3.02
44年	28,205,976	1,090,683	4.02	3.62	2年	41,156,485	595,081	1.47	2.98
45年	29,146,288	940,312	3.33	3.55	3年	41,797,445	640,960	1.56	2.95
46年	30,027,454	881,166	3.02	3.48	4年	42,457,975	660,530	1.58	2.91
47年	30,853,005	825,551	2.75	3.43	5年	43,077,126	619,151	1.46	2.88
48年	31,907,782	1,054,777	3.42	3.39	6年	43,665,843	588,717	1.37	2.85
49年	32,627,792	720,010	2.26	3.36	7年	44,235,735	569,892	1.31	2.82
50年	33,310,006	682,214	2.09	3.33	8年	44,830,961	595,226	1.35	2.79
51年	33,911,052	601,046	1.80	3.31	9年	45,498,173	667,212	1.49	2.75
52年	34,380,314	469,262	1.38	3.29	10年	46,156,796	658,623	1.45	2.72
53年	34,858,696	478,382	1.39	3.28	11年	46,811,712	654,916	1.42	2.69
54年	35,350,173	491,477	1.41	3.26	12年	47,419,905	608,193	1.30	2.66
55年	35,830,857	480,684	1.36	3.24	13年	48,015,251	595,346	1.26	2.63
56年	36,346,662	515,805	1.44	3.22	14年	48,637,789	622,538	1.30	2.60
57年	36,858,900	512,238	1.41	3.20	15年	49,260,791	623,002	1.28	2.57
58年	37,425,866	566,966	1.54	3.17	16年	49,837,731	576,940	1.17	2.54
59年	37,934,575	508,709	1.36	3.15	17年	50,382,081	544,350	1.09	2.52
60年	38,457,479	522,904	1.38	3.12		(50,456,015)			(2.52)
61年	38,987,773	530,294	1.38	3.10	18年	51,102,005	645,990	1.28	2.49
62年	39,536,307	548,534	1.41	3.07					
63年	40,025,087	488,780	1.24	3.04					

注 平成17年世帯数の()書きは、平成18年人口統計調査から転出者の取り扱いを統一したことに伴い、同様の方法による数値を記載したものである。

Ⅲ-16 平成13年 事業所・企業統計調査

第1表 産業(小分類)別全事業所数及び男女別従業者数(抜粋)

総務省統計局

産業小分類	事業所数				従業者数		
	平成13年	平成8年	平成8年～13年		平成13年	男	女
			増加数	増加率(%)			
A～M 全産業	6,350,101	6,717,025	-366,924	-5.5	60,158,044	34,882,434	25,275,610
75 旅館, その他の宿泊所	74,659	87,416	-12,757	-14.6	824,054	355,995	468,059
751 旅館	57,293	64,724	-7,431	-11.5	735,830	317,177	418,653
752 簡易宿所	1,458	1,731	-273	-15.8	8,040	4,345	3,695
753 下宿業	2,540	3,189	-649	-20.4	5,768	1,698	4,070
759 その他の宿泊所	13,368	17,772	-4,404	-24.8	74,416	32,775	41,641
75A 会社・団体の宿泊所	4,555	6,508	-1,953	-30.0	40,093	17,478	22,615
75B 他に分類されない宿泊所	8,813	11,264	-2,451	-21.8	34,323	15,297	19,026
844 獣医業	8,141	7,295	846	11.6	30,803	11,804	18,999
88 医療業	219,688	201,908	17,780	8.8	3,138,138	844,851	2,293,287
881 病院	9,708	9,966	-258	-2.6	1,693,082	429,403	1,263,679
882 一般診療所	74,183	70,715	3,468	4.9	723,679	161,495	562,184
883 歯科診療所	61,113	56,793	4,320	7.6	354,843	104,995	249,848
884 助産所	467	592	-125	-21.1	1,451	121	1,330
885 療術業	62,720	56,040	6,680	11.9	154,501	83,097	71,404
886 歯科技工所	5,680	5,137	543	10.6	23,693	15,374	8,319
887 医療に附帯するサービス業	1,357	1,201	156	13.0	38,468	16,934	21,534
889 その他の医療業	4,460	1,464	2,996	204.6	148,421	33,432	114,989
M 公務(他に分類されないもの)	45,670	45,579	91	0.2	1,877,293	1,497,348	379,945
97 国家公務	6,952	7,277	-325	-4.5	551,494	473,316	78,178
971 立法機関	16	17	-1	-5.9	3,144	2,216	928
972 司法機関	552	553	-1	-0.2	24,374	17,220	7,154
973 行政機関	6,384	6,707	-323	-4.8	523,976	453,880	70,096
98 地方公務	38,718	38,302	416	1.1	1,325,799	1,024,032	301,767
981 都道府県機関	13,319	13,417	-98	-0.7	478,665	405,383	73,282
982 市町村機関	25,399	24,885	514	2.1	847,134	618,649	228,485

※ 青字は、ホテル・旅館・簡易宿所に該当する事業所数 合計58,751事業所
赤字は、病院等に該当する事業所数 合計226,005事業所

Ⅲ-17 平成16年 事業所・企業統計調査(民営事業所のみ)

第4表 産業(小分類)、存続・新設・廃業別民営事業所数及び男女別従業者数(抜粋)

総務省統計局

産業小分類	事業所数									
	平成16年	平成13年	平成13年～16年		存続事業所				新設事業所	廃業事業所
			増加数	増加率(%)	平成16年	平成13年	平成13～16年			
							増加数	増加率(%)		
全産業A11 1)	5,920,400	6,279,550	-359,150	-5.7	5,177,771	5,177,771	-	-	742,629	1,101,779
72 宿泊業	65,335	72,683	-7,348	-10.1	61,535	62,173	-638	-1.0	3,800	10,510
721 旅館, ホテル	52,156	56,824	-4,668	-8.2	49,288	49,835	-547	-1.1	2,868	6,989
722 簡易宿所	1,216	1,315	-99	-7.5	1,105	1,144	-39	-3.4	111	171
723 下宿業	2,204	2,540	-336	-13.2	2,086	2,107	-21	-1.0	118	433
729 その他の宿泊業	9,759	12,004	-2,245	-18.7	9,056	9,087	-31	-0.3	703	2,917
72A 会社・団体の宿泊所	3,434	4,383	-949	-21.7	3,253	3,295	-42	-1.3	181	1,088
72B 他に分類されない宿泊業	6,325	7,621	-1,296	-17.0	5,803	5,792	11	0.2	522	1,829
N 医療, 福祉	275,499	260,178	15,321	5.9	231,122	231,708	-586	-0.3	44,377	28,470
73 医療業	218,395	213,731	4,664	2.2	189,361	190,215	-854	-0.4	29,034	23,516
731 病院	8,404	8,352	52	0.6	7,696	7,875	-179	-2.3	708	477
732 一般診療所	73,607	72,905	702	1.0	64,586	64,909	-323	-0.5	9,021	7,996
733 歯科診療所	61,905	60,954	951	1.6	56,729	56,911	-182	-0.3	5,176	4,043
734 助産・看護業	1,685	1,766	-81	-4.6	1,376	1,389	-13	-0.9	309	377
73A 助産所	415	467	-52	-11.1	352	354	-2	-0.6	63	113
73B 看護業	1,270	1,299	-29	-2.2	1,024	1,035	-11	-1.1	246	264
735 療術業	65,627	62,719	2,908	4.6	52,962	53,073	-111	-0.2	12,665	9,646
736 医療に附帯するサービス業	7,167	7,035	132	1.9	6,012	6,058	-46	-0.8	1,155	977
73C 歯科技工所	5,523	5,680	-157	-2.8	4,936	4,971	-35	-0.7	587	709
73D その他の医療に附帯するサービス業	1,644	1,355	289	21.3	1,076	1,087	-11	-1.0	568	268
804 獣医業	8,445	8,108	337	4.2	7,212	7,221	-9	-0.1	1,233	887

1) 事業内容等不詳を含む

※ 青字は、ホテル・旅館・簡易宿所に該当する事業所数 合計53,372事業所
赤字は、病院等に該当する事業所数 合計223,511事業所

Ⅲ－18 平成17年 衛生行政報告例

年度報第24表 ホテル－旅館営業の施設数・客室数及び簡易宿所・下宿営業の施設数・許可・廃止・処分件数(抜粋)

厚生労働省統計情報部

	ホテル営業 (年度末現在)		旅館営業 (年度末現在)		簡易宿所営業施設数 (年度末現在)	下宿営業施設数 (年度末現在)	営業許可件数 (年度中)	営業廃止件数 (年度中)	処分件数(年度中)	
	施設数	客室数	施設数	客室数					営業許可取消	営業停止

IV 世帯及び事業所における受信料体系の課題(割引等)

IV-1 受信料体系設定の際の基本的考え方

(NHKの考え方)

「NHKの維持運営のための特殊な負担金」である受信料の性格を踏まえ、皆さまに公平に負担していただくことを原則として、総括原価方式を基本に基本料額を算出し、政策的な配慮を加味して、受信料体系を設定している。

○総括原価方式

- ・ 一般的には、適正な原価(効率的に事業が行われた場合に要するであろう総費用)に適正な事業報酬(事業の健全な維持・発展に必要な資本調達上のコスト)を加えたものが、総収入に見合うように料金を設定する方式。
- ・ 具体的には、一定の「料金算定期間」における適正な事業計画に基づいて発生すると予想される人件費、管理費、減価償却費、諸税等の事業費用に、その間必要な事業報酬を加えた額を『総括原価』とし、これと料金収入が等しくなるようにする料金設定方式。
- ・ これをNHKに当てはめた場合、総括原価は事業支出(番組制作費等物件費、人件費、減価償却費等)、および、資本支出充当(債務償還費等)を加えて算出した総括原価が総収入(受信料収入、副次収入等)に見合うことを基本に受信料額を設定。

【NHK提出資料より抜粋】

○臨時放送関係法制調査会答申（昭和39年9月）抜粋

受信料は、上述のようなNHKの業務を行うための費用の一種の国民的な負担であって、法律により国がNHKにその徴収権を認めたものである。国がその一般的な支出に当てるために徴収する租税ではなく、国が徴収するいわゆる目的税でもない。国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金と解すべきである。

○昭和55年3月17日 参・予算委員会 内閣法制局長官 答弁

「現行法でも民放とは別にいわばナショナルミニマムとしての公共的放送の享受を国民に保障する必要があるという考え方を基礎といたしまして、その公共的放送をNHKの業務として行わせるための一種の国民的な負担として受信料をとらえているわけでありませう。」

IV-2 S37年に契約甲・契約乙の体系に移行した際の考え方

■ 受信料体系の改正内容

(単位:円)

年月	変更事項	ラジオ	テレビ		衛星カラー	衛星普通	特別契約
			カラー	普通			
28.2	テレビ放送の開始によりテレビとラジオの2本立て料金に ・ラジオ放送の受信契約 ・テレビ放送の受信契約 (ラジオは3ヶ月で200円)	50		200			
29.4		67		300			
34.4		85					
37.4	契約甲と契約乙の受信料体系に改定 ・契約甲:全ての放送の受信契約 ・契約乙:ラジオ放送のみの受信契約	契約乙 50		契約甲 330			

■ 収支予算の国会審議等におけるNHKからの説明

(略)昭和三十六年度予算の御審議の際決定されました付帯決議の御趣旨にのっとりまして、適正な受信料制度を確立するため、部外の有識者からなる受信料調査会の設置等により慎重に検討を加えました結果、放送受信契約につきましては、協会の行なうすべての放送の受信についての契約と、ラジオのみの受信についての契約の二種に改めることといたしまして、前者を放送受信契約甲、後者を放送受信契約乙と呼ぶことといたしております。この新受信契約に対する受信料の月額につきましては、受信契約者の負担の軽減をはかることを目標といたしますとともに、第二次六カ年計画の効果的な遂行の面を勘案いたしまして、放送受信契約甲におきましては三百三十円、乙におきましては五十円と予定しているものであります。【衆議院通信委員会会議録(S37.2.21)NHK溝上副会長】

(略)包括的受信についての契約(甲)を設ける理由は、テレビジョン放送がすでに標準放送(ラジオ)の放送区域の大部分におよび、かつ、その受信契約者のほとんど全部がラジオ放送の受信機をあわせ設置している現状にかんがみ、受信料収入による財源の確保および契約業務の合理化を図るためのものであり、また、ラジオのみの受信についての契約(乙)を設けるのは、現在なお協会の行なうテレビジョン放送のおよばない地域があり、また経済上の理由その他により、テレビジョン放送の受信機を設置していない者が存在する実情等に照らし、ラジオのみの受信者に対する契約の道を開こうとするものである。(略)【受信規約変更認可申請書(S37.3.23)】

(参考)

- 最近におけるテレビジョン並びにラジオ受信契約数の変動にかんがみ、速やかに、現行受信料制度及び受信料の額につき再検討を遂げ、来年度以降、適正な受信料制度の確立を期すること。【衆議院通信委員会(S36.3.22)NHK予算に対する付帯決議】

- 受信契約者数の見込み(第2次6か年計画)

(千件)

	S37	S38	S39	S40	S41	S42
契約甲(テレビ・ラジオ)	12,040	13,940	15,290	16,240	17,120	17,950
契約乙(ラジオのみ)	4,400	3,260	2,520	2,060	1,650	1,270

- 放送のカバレッジ…ラジオ:99.7% テレビ:86%【衆議院通信委員会会議録(S37.2.21)NHK溝上副会長】

■ 収支予算等に対する郵政大臣の意見書(昭和37年)

受信に関する新規契約方式およびその受信料額について、受信者とその趣旨を十分了解しうるよう措置すること。

IV-3 契約甲・契約乙の受信料額の算定の考え方

<契約甲受信料の算定根拠>

- 「すべての種類の放送の受信についての契約」として、契約甲を設け、当時(昭和37年)は、協会の行なうテレビジョン放送のおよばない地域があり、また経済上の理由その他により、テレビジョン放送の受信機を設置していない受信者が存在する実情等に照らし、ラジオのみの契約乙を併設した。契約甲は包括料金として位置づけられていた。
- 契約甲受信料は、NHKの経営を賄う基幹の収入として、テレビ放送およびラジオ放送の一部を実施するための経費を包括して賄うものとされた。契約乙受信料は、ラジオ放送の一部を実施するための経費を賄うものとされた。原価の考え方については、総括原価方式を基本とした。【NHK提出資料より抜粋】

この料金をきめますのにはいろいろな原則があろうかと思いますが、今回の改定にあたりましては厳格な原価主義はとっておりません。ただラジオの面につきましては在来の八十五円、これをテレビとあわせて持つておられる向きについてはとにかく一律にして、特にラジオだけの世帯につきましてはこれを大幅に減額、あるいは場合によれば徴収をしないことにしたほうがいいんじゃないか、というような意見もかなり出て参っております。そういうようなことで、この関係については可能であれば引き下げを考えて参りたい。(中略)しかし、では三百三十円、ラジオだけのものについては五十円で、これで完全に経費が償えるかと申しますと、ここには大きな問題点があるわけございまして、建設に必要な資金の関係につきましては、大幅に外部資金に依存しているということによって、現在のテレビとラジオ合わせた料金についても、可能な限りできるだけ低い料金に決定することができましたし、ラジオのみのものにつきましても、八十五円から四割の値引きになります五十円、こういうような低料金を決定することができたわけございまして、いずれは返済をいたさなければならぬ、これも他に財源があるわけではございませぬ、受信者の方々からいただく受信料の中で借金の元利を払っていかねばならぬわけございまして、その大きな部分につきましては、一応今の料金のコストの中に算出をしないで参っておるものもございまして、そのような関係で、一応今の大よその原価を念慮に置きつつ、原価そのものではなく、総合料金とラジオ単独料金を決定したのがいきさつでございます。

【参議院逓信委員会会議録(S37.3.20)NHK小野専務理事】

(略)すなわち、契約(甲)の受信料月額、現行のテレビジョン受信料およびラジオ受信料の合算額385円に対応すべきものであるが、今日までの受信者との契約関係をも考慮し、かつ、NHKの経営努力をも勘案し、できるかぎりそれ以下の額とすることが望ましい。

また、契約(乙)の受信料月額は、現行のラジオ受信料85円に対応すべきものであるが、新たに設定する契約(甲)の受信料月額との関係において、相当な幅において現行以下の額とすることが可能なものとみられるので、そのような線にそって受信料月額の設定を行うことが望ましい。

一方、NHKが長期経営計画を実施するために必要な資金を受信料収入によって確保すべきものとする面をもあわせ考慮し、この調査会としては、これら二面の要請を総合して新しい受信契約体系の下における受信料の月額を次のように定めることが、妥当なものと思ふ。(略)

【受信料調査会報告書(36.12.7)】33

IV-4 S43年に契約乙を廃止し、カラー契約と普通契約の体系に移行した際の考え方

■ 受信料体系の改正内容

(単位:円)

年月	変更事項	ラジオ	テレビ		衛星カラー	衛星普通	特別契約
			カラー	普通			
37.4	契約甲と契約乙の受信料体系に改定 ・契約甲:全ての放送の受信契約 ・契約乙:ラジオ放送のみの受信契約	契約乙 50	契約甲 330				
43.4	カラー契約と普通契約の体系に改定し、ラジオ受信料(契約乙)の廃止 ・カラー契約:カラーテレビジョン放送の受信契約(地上系) ・普通契約:白黒テレビジョン放送の受信契約(地上系)	廃止	465	315			

■ 収支予算の国会審議等におけるNHKからの説明

協会の事業運営の根幹となります受信料体系について申し上げます。協会は、国民の受信料負担の軽減と公平を期する見地から、従来の契約体系及び料金を改め、普通契約とカラー契約の二種類の料金体系を設定し、料金の月額を普通契約においては三百十五円、カラー契約においては四百六十五円とすることとしております。また、ラジオのみの契約については、これを廃止することといたしております。

【参議院通信委員会会議録(S43.3.26)NHK前田会長】

放送受信契約の種別を普通契約とカラー契約にした理由は、近年におけるカラーテレビジョン放送の拡充にかんがみ、放送受信料の公平負担を図るためのものであり、また、契約乙を廃止するのは、ラジオ単独受信者の現況と今後の推移を考慮し、「放送法の一部を改正する法律」の施行に伴う必要な措置として、これを行なうものである。

【受信規約変更認可申請書(S43.2.29)】

(参考)

・放送のカバレッジ…ラジオ:99.7% テレビ:95% 【衆議院通信委員会会議録(S42.6.29)浅野電波監理局長】

・有料契約数の推移

(単位:千件)

	S37	S38	S39	S40	S41	S42(見込み)
契約甲	13,337	15,602	17,056	18,121	19,112	20,081
契約乙	4,038	2,726	1,817	1,478	1,558	1,278

・契約乙による収入見込み:7億2,000万円 集金経費:3億8,000万円 【衆議院通信委員会(S45.4.9)井出郵政大臣】

・放送法等の一部を改正する法律…第32条第1項ただし書を改め、ラジオ放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者は、NHKと受信契約を締結することを要しないものとするもの

■ 収支予算等に対する郵政大臣の意見書(昭和43年)

受信料の額については、今後のカラーテレビジョン放送受信者の増加状況等を勘案のうえ、国民の受信料負担の軽減という見地から、これが適正かについてさらに考慮すべきである。

IV-5 カラー契約・普通契約の受信料額の算定根拠

- カラー付加料金の原価は、カラー放送の実施のために基本経費に直接付加される費用とし、受信料公平負担の見地から、カラー受信者に負担していただくこととした。
- 昭和43年度から5年間を見通し、カラー放送のために直接必要とする付加経費を付加料金の原価とし、期間中ののべカラー受信契約数で除し、付加料金の月額を設定した。【NHK提出資料より抜粋】

カラー付加料金経費予測

(億円)

	S43	S44	S45	S46	S47	合計	配賦基準
① カラー番組制作	7.0	9.2	11.4	11.9	12.2	51.7	カラー番組について美術、フィルム、撮影、現像、パターン、スチール写真等、カラーのため必要な付加経費を算定
② カラー技術設備運用	9.4	11.7	13.0	13.3	13.9	61.2	カラー放送設備について、撮像管費、補修費等の必要な設備維持運用費を算定
③ カラー受信の普及・受信技術指導等	4.6	5.0	5.7	6.4	7.1	28.7	カラー受信契約数により契約、収納経費を算定。さらに、技術指導、受信相談等カラー受信改善のために必要な付加経費を算定
④ カラーのための技術研究費等	2.6	3.5	4.2	4.6	5.1	20.0	カラーの開発改善研究に直接必要な経費ほかを算定
⑤ カラーのために付加される人件費、要員関係費	1.8	3.1	4.1	5.0	6.1	20.1	番組、技術、営業関係のカラー付加業務量に相当する要員分人件費ならびに要員関係費を算定
⑥ カラー放送設備の減価償却費	8.1	15.3	23.4	22.9	22.4	92.2	カラー放送設備に対して定率法により、必要な減価償却費を算定
合計	33.6	47.7	61.7	64.1	66.8	273.9	

(A)

需要予測

(万人)

	S43	S44	S45	S46	S47	合計
年度内増加	140.0	90.0	120.0	140.0	160.0	650.0
受信契約者数(カラー)	140.0	230.0	350.0	490.0	650.0	650.0

(B)

期間中延受信契約者数(カラー)

	S43	S44	S45	S46	S47	合計
年度初頭数(+)	0.0	140.0	230.0	350.0	490.0	1210.0
年度内平均増加数(+)	78.7	40.5	54.0	63.0	72.0	308.2
前納数×0.0833(-)	3.5	6.7	11.6	18.4	27.1	67.3
合計(A)	75.2	173.8	272.4	394.6	534.9	1450.9
12か月延受信者数(A×12)	902.4	2085.6	3268.8	4735.2	6418.8	17410.8

前納割引率 150円/1800円=0.0833

↑
期間中延べ受信契約者数(カラー) 17,410.8 万人
(C)

D = A / C 157.3 円
(D)

↓
付加料金を 150 円に設定

IV-6 H1に衛星契約を設定した際の考え方

■ 受信料体系の改正内容

(単位:円)

年月	変更事項	ラジオ	テレビ		衛星カラー	衛星普通	特別契約
			カラー	普通			
H. 1.4	消費税導入、継続振込の開始		1,070 (1,020)	700 (650)			
1.8	衛星放送の本放送・有料化により5つの契約種別に ・カラー契約 :地上系のカラーテレビ受信契約 ・普通契約 :地上系の白黒テレビ受信契約 ・衛星カラー契約:衛星系及び地上系のカラーテレビ受信契約 ・衛星普通契約:衛星系及び地上系の白黒テレビ受信契約 ・特別契約 :難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約				2,000 (1,950)	1,630 (1,580)	1,040 (990)

注:受信料額のうち、()内は口座振替、継続振込の料金

■ 収支予算の国会審議等におけるNHKからの説明

(略)NHKといたしましては、先生御指摘のように、百三十万ぐらい普及してくる、こうなりますと、ハードだけではなくてソフトの面にかかなりの費用がこれからかかってくるわけがございます。これを全く衛星放送を見ておられない地上波の方々の視聴料の負担で賄うにはそろそろ限界が来た。したがって、やはり衛星放送を御利用いただく方からは特別な料金をいただきませんと、地上波だけを見ておられる方からの不満が非常に出てまいりますので、もうそろそろ、私は、一年半ばかり前郵政大臣が説明されたように、独自のサービスをして百万以上この衛星を見る方がふえた段階では新しい料金をいただかなければいかぬということは、既に川原前会長時代から私も申し上げてきたわけでございます。したがって、今回八月から料金をいただくという趣旨は、やはりその不公平感をなくすということ、しかし、我々は新しく料金をもらう以上は、先ほど来申し上げているように、これはそれに値する放送内容を充実させて衛星放送の発展に資したいというのが当面NHKの立場でございます。 【衆議院通信委員会会議録(H1.3.23)NHK島会長】

○ 今後のサービス拡充と経費の増加

衛星放送は普及の途上にあり、NHKは引き続きその発展、定着のため先導的な役割を果たしていく必要がある。今後魅力的なサービスを充実して、普及を一層進めるためには、番組経費を中心に支出はさらに増えるものと見込まれる。

○ 受益に応じた負担の必要性

今後の衛星放送に要する経費については、地上放送受信者の負担によることなく、衛星受信という受益を考慮して、衛星受信者にその負担を求めることが最も視聴者の納得を得られる方策であると考えられる。

○ 衛星放送の事業基盤の確立

NHKは、衛星放送の運営財源を確保して、今後の衛星放送の事業基盤を強固なものとするため、この段階で、新たに衛星料金を設定することとしたものである。

【平成元年度予算関連資料より抜粋】

■ 収支予算等に対する郵政大臣の意見書(平成元年)

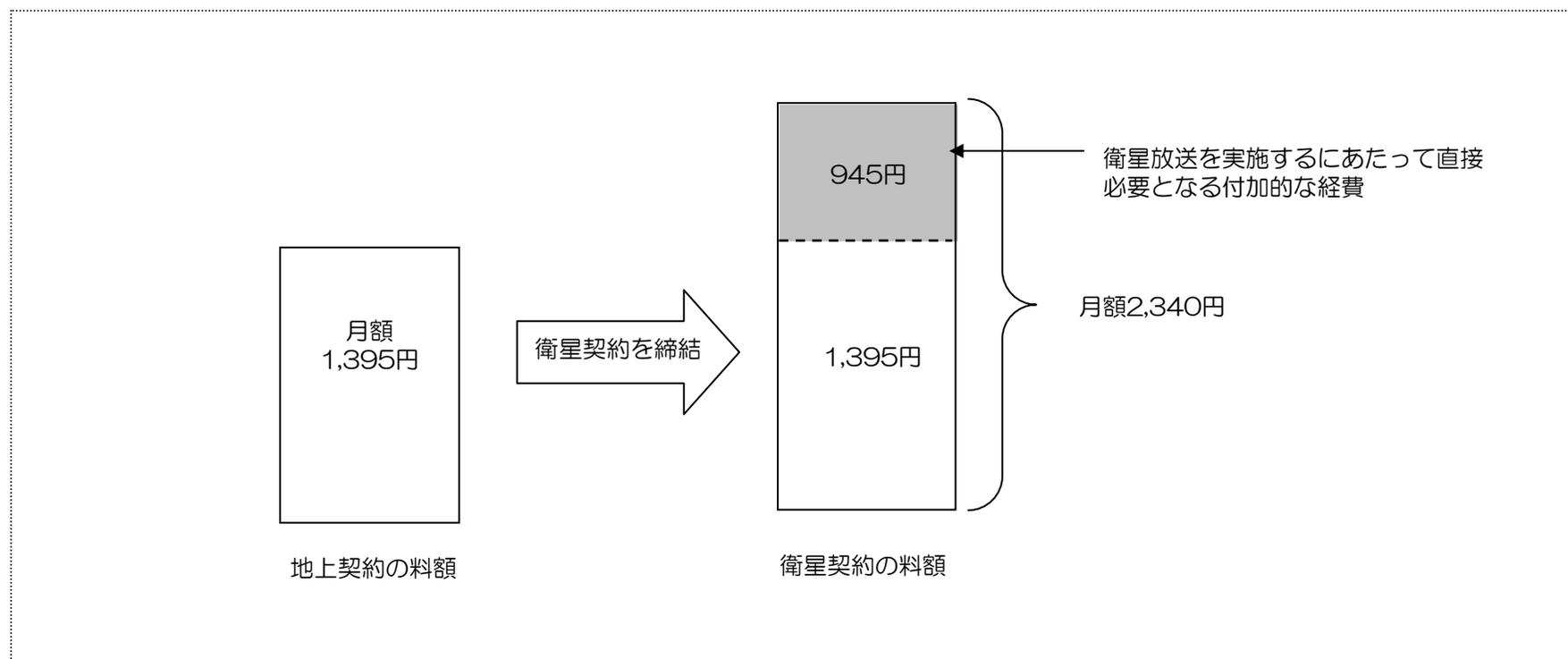
衛星料金を含む受信料については、その設定の趣旨について積極的に理解を求め、契約締結及び収納に万全を期すこと。

IV-7 衛星契約の料額設定の考え方

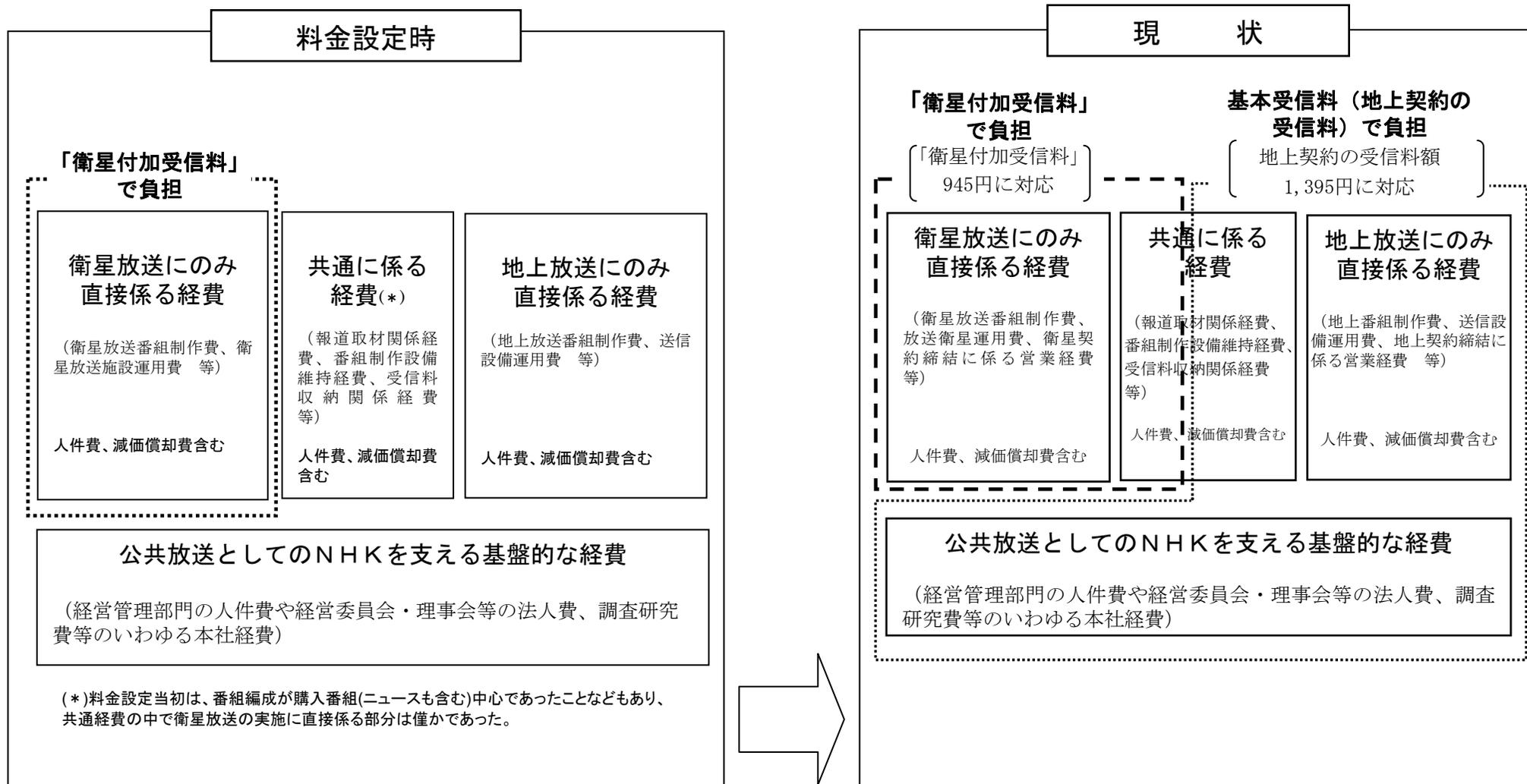
- 衛星契約の料額は、衛星放送の視聴の有無や視聴時間によって料金を徴収するといった対価料金ではなく、NHKの衛星放送業務を遂行するため、地上契約の受信料(基本受信料)に付加する形で設定した。

衛星放送の受信という受益の状況に着目し、受信料負担の公平の見地から、衛星放送受信設備の設置者に衛星放送の実施にあたって直接必要となる経費(衛星放送番組制作費、衛星放送施設運用費等)を負担していただくこととした。

【NHK提出資料より抜粋】



IV-8 衛星放送に係る経費負担の考え方



共通経費を衛星放送に係る経費へ配賦

内部制作番組の比率の増加や衛星放送独自のニュース番組の制作など、衛星放送の進展により、業務実態が料金設定当時から大きく変化してきたことに伴い、平成7年度より平成10年度にかけて経費区分の見直しを実施。

IV-9 衛星放送に係る経費

(単位 億円)

区分	19年度予算	衛星放送に係る経費	配賦基準	受信料の内訳
事業支出	6,307.8	1,222.2		(945円)
事業運営費	5,434.0	1,081.4		
国内放送費	2,684.8	801.2	直課 衛星放送番組制作費 衛星放送のみに直接係る経費(直課) 配賦 スポーツ放送権料 受信契約件数比率を用いて按分 配賦 報道取材関係経費 衛星放送による独自ニュース放送の開始に伴い、ニュース放送時間比率で按分 配賦 番組資材費 衛星放送の自主制作の増加に伴い増加する経費のため、自主制作費比率で按分 配賦 資料費 衛星放送の自主制作の増加に伴い増加する経費のため、自主制作費比率で按分 配賦 情報処理経費等 衛星放送の自主制作の増加に伴い増加する経費のため、自主制作費比率で按分 一部、編成情報システムの経費についてはNHKの全波を扱うため波数比率で按分 配賦 放送会館等施設運用費 衛星放送の自主制作の増加に伴い増加する経費のため、自主制作費比率(業務実態に応じ本部比率、地方比率)で按分 配賦 技術管理費等 業務の経費比率(衛星放送にかかる経費割合)で按分	番組費等 (619円)
契約収納費	592.2	147.0	直課 その他、衛星放送施設運用費、審査費(一部)など衛星放送のみに直接係る経費を峻別して直課 直課 衛星契約取次事務費、衛星契約足進費は、衛星契約の契約取次ぎ業務のために係る経費(直課) 配賦 収納関係経費 衛星料金を含む受信料の集金業務等に係る経費について、業務に対応する契約の件数比(受信契約件数(訪問)比率)を用いて按分 配賦 システム情報費 営業システムは、受信契約件数比率で按分 配賦 契約収納管理費 業務実施のための管理費を契約収納費の経費比率(衛星放送にかかる経費割合)で按分	営業経費 (114円)
受信対策費	17.0	2.6	直課 衛星放送のみに直接係る経費(直課)	運用経費等
広報費	32.9	1.8	直課 衛星放送のみに直接係る経費(直課)	
給与、退職手当・厚生費	1,826.3	128.0	直課 衛星放送番組制作にかかる制作要員等を直課 配賦 衛星放送に係る業務量について、各部局からの報告等により把握	(103円)
共通管理費	122.7	0.5	直課 衛星放送のみに直接係る経費(直課)	
その他の事業運営費	157.8	0.0		
減価償却費等	873.8	140.7		
減価償却費	674.9	120.9	直課 放送衛星等 衛星放送のみに直接係る経費(直課) 配賦 番組制作系設備 番組の設備は自主制作の増加に伴い使用が増加することから自主制作比率で按分 配賦 送出・送信設備 送出・送信設備は全波にかかる施設であることから波数比率で按分	減価償却費 (94円)
納付消費税	106.0	19.7	直課 衛星放送に係る収入と経費より、納付すべき消費税	納付消費税 (15円)
その他の経費(財務費等)	92.8	0.0		

IV-10 H19年の普通契約のカラー契約への統合の考え方

■ 受信料体系の改正内容

(単位:円)

年月	変更事項	ラジオ	テレビ		衛星カラー	衛星普通	特別契約
			カラー	普通			
9.4	消費税率引き上げ及び地方消費税導入		1,395 (1,345)	905 (855)	2,340 (2,290)	1,850 (1,800)	1,055 (1,005)
19.10	普通契約のカラー契約への統合により3種別に改定 ・地上契約 : 地上系のテレビ受信契約 ・衛星契約 : 衛星系及び地上系のテレビ受信契約 ・特別契約 : 難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約		地上契約 1,395 (1,345)		衛星契約 2,340 (2,290)		

注: 普通契約のカラー契約への統合は、普通契約を完全に廃止するものではなく、放送受信規約付則により、平成19年10月1日になお白黒テレビジョン受信機のみを設置している場合は、NHKに経過措置適用申請書を提出することにより、当分の間普通契約の料額が継続適用される。

■ 収支予算の国会審議等におけるNHKからの説明

白黒テレビの国内生産が中止されたのは昭和六十二年でございます。この時点でいわゆる白黒契約、普通契約が百五十万件ございました。それが二十年経過いたしまして、現在は三十二万件残っていると、十八年度末の見込みでございます。(略)ただ、これは年々数万件ずつ減っていることは事実でございますけれども、先ほど申し上げましたように、もう二十年生産中止されてから経過しているということを踏まえまして、この際、白黒契約につきましてカラー契約に統合させていただくというふうにしたものでございます。【参議院総務委員会会議録(H19.3.27)NHK小林理事】

(参考)

・ 有料契約数の推移

(万件)

	H15	H16	H17	H18(見込み)
契約総数	3,690	3,662	3,618	3,619
うち普通契約等	40	37	35	32
(普通契約等割合)	(1.1%)	(1.0%)	(1.0%)	(0.9%)

※普通契約等: 普通契約と衛星普通契約

■ 収支予算等に対する総務大臣の意見書(平成19年度)

協会においては、普通(白黒)契約のカラー契約への統合など受信料体系の改定をすることとしているが、これらの措置にとどまらず、受信料不払者及び未契約者の解消に向け、口座振替の推進及びホテル等の受信実態等を勘案した事業所向け受信料体系の抜本的見直しなど、あらゆる措置について早急に検討の上、全力で取り組むこと。

IV-11 支払特例(割引)と免除制度

■ 支払特例(割引)を含む受信料額は収支予算を承認することによって国会が決定(放送法第37条)

○ 放送法

(受信契約及び受信料)

第32条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。)若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2 (略)

3 協会は、第1項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(収支予算、事業計画及び資金計画)

第37条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 (略)

4 第32条第1項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第1項の収支予算を承認することによつて、定める。

■ 受信料の免除は総務大臣の認可を受けた基準による(放送法第32条)

○ 放送法

(受信契約及び受信料)

第32条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。)若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2 協会は、あらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

3 協会は、第1項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

○ 放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)

(受信料免除基準の認可申請)

第4条 法第32条第2項の認可を受けようとするときは、申請書に左に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

1 受信料免除の基準

2 受信料免除の理由

3 受信料の免除が事業収支に及ぼす影響に関する計算又は説明

4 実施しようとする期日

○ 日本放送協会放送受信規約(抜粋)

(放送受信料の免除)

第10条 放送法第32条第2項の規定に基づき、別に定める放送受信料免除の基準に該当する放送受信契約については、申請により、放送受信料を免除する。ただし、災害被災者の放送受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することがある。

IV-12 受信料免除制度の概要

- 1 受信料の免除制度は、社団法人日本放送協会が大正15年当時から、学校、社会福祉施設等を対象に実施。
- 2 昭和25年のNHK発足時においても、放送の普及、国民福祉等のため受信料免除制度を創設。
- 3 昭和53年以降は、国会の附帯決議等を受け、NHKの負担軽減を図るために免除措置を順次廃止。

1 全額免除	<p><施設関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校 (小中学校等の教室) ・社会福祉施設 (生活保護施設、児童福祉施設、母子福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設、身体障害者福祉施設、知的障害者福祉施設、婦人保護施設、更生保護事業施設、その他の社会福祉施設) <p>※平成12年12月の受信料免除基準の変更(大臣認可)により、社会福祉施設の明確化を実施。</p> <p><個人></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的扶助受給者、身体障害者、社会福祉事業施設入所者、市町村民税非課税の重度の知的障害者、災害被災者
2 半額免除	<p><個人></p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚・聴覚障害者、重度のし体不自由者、重度の戦傷病者 <p>※施設関係の対象はない</p>

(日本放送協会放送受信料免除基準に基づき作成)

(参考)

○放送法(昭和25年法律第132号)

(受信契約及び受信料)

第32条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。)若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2 協会は、あらかじめ総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

3 協会は、第1項の契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

○放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)

(受信料免除基準の認可申請)

第4条 法第32条第2項の認可を受けようとするときは、申請書に左に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 1 受信料免除の基準
- 2 受信料免除の理由
- 3 受信料の免除が事業収支に及ぼす影響に関する計算又は説明
- 4 実施しようとする期日

○日本放送協会放送受信規約(抜粋)

(放送受信料の免除)

第10条 放送法第32条第2項の規定に基づき、別に定める放送受信料免除の基準に該当する放送受信契約については、申請により、放送受信料を免除する。ただし、災害被災者の放送受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することがある。

IV-13 S36年に前払料額(前払割引)を導入した際の考え方

■ 割引の概要

- 受信料を前払にすることによって割引[6ヶ月約5.0%、12ヶ月約7.5%](昭和36年4月導入)

割引率の推移

	昭和36年4月以降	昭和59年4月以降	平成元年4月以降
6か月前払	8.3%	6.3%	5.0%
12か月前払	8.3%	8.3%	7.5%

- 受信料の前払に対応した金利相当分、収納回数の減による経費節減分を利用者に還元するという考え方から導入。

■ 収支予算の国会審議等におけるNHKからの説明

受信者に対する施策といたしましては、低普及地域の開発を積極化いたしますとともに、テレビジョン難視地域救済策の一環としての共同受信施設への助成を拡充することにいたしております。また、教育放送の利用促進をはかるため、僻地の小中学校に対して学校放送テキストの無料配布についても計画しております。さらに、受信者の切なる要望にこたえますため、受信料の集金期間を従来の三カ月から二カ月に短縮しますとともに、受信料前納者に対する割引を実施することにしております。

【衆議院通信委員会会議録(S36.3.10)NHK阿部会長】

受信料収納の確保と安定を図るため、受信者の便宜と要望に沿って受信料の徴収期を従来の3ヶ月単位から2ヶ月単位に改めるとともに、社会的慣行に即し、受信者サービスとしての効果および受信料徴収の円滑化を期するため前納割引制度を実施することとし、関係条項を変更しようとするものである。

【受信規約変更認可申請書(S36.3.23)】

IV-14 前払料額(前払割引)の算定の考え方

- 昭和36年度の導入時には、簡易保険の割引率なども参考にしながら、銀行の定期預金金利(1年5.5%、半年5.0%)より3%程度高めめの8.3%の割引率を設定した。
- 昭和59年度には、6か月と12か月で割引率が同じなのはおかしいとの国会での議論や、視聴者から寄せられた意向を踏まえて、6か月前払の割引率のみ2%引き下げを行った。
- 平成元年度には、長期的な金利の低下傾向を踏まえ、金利低下の約半分程度の割引率の変更を行った。 【NHK提出資料より抜粋】

○ この割引率をパーセンテージで申し上げますと八・三三%ということでございます。これはほかの例をとりますと、郵政省の簡易保険の割引率と一緒にございまして、われわれが実施していく中で、内容的には料金の先取りに対応した金利分と申しますか、あるいは前納による集金などの関係経費の節減分、それから社会慣行、過去の実例といったものを勘案いたしまして、八・三三%の割引率で実施させていただいております。

【衆議院通信委員会会議録(S55.4.2)海林NHK理事】

S59年改定時の考え方 (H1改定時も同様の考え方による)

<1年前払>

■金利相当分(1年前払収納することによってNHKが1年間に得られると想定される金利相当分)

$$A = 10,890 \text{ 円 (1年前払額)}$$

$$r = 5.75\% \text{ (定期預金金利)}$$

	金利相当分	計算式
①(2か月分)	87.0	$(A/6)*(r/12)*10$
②(2か月分)	69.6	$(A/6)*(r/12)*8$
③(2か月分)	52.2	$(A/6)*(r/12)*6$
④(2か月分)	34.8	$(A/6)*(r/12)*4$
⑤(2か月分)	17.4	$(A/6)*(r/12)*2$
⑥(2か月分)	0.0	$(A/6)*(r/12)*0$
合計	260.9	—

(円)

■経費節減分

$$172 \times 5 = 860 \text{ 円/年}$$

(収納1回当たりコスト(円)) (収納回数減(回))

合計 1121 円/年

↓

実際の割引額 990 円/年 (割引率8.3%)

<6か月前払>

■金利相当分(6か月前払収納することによってNHKが半年間に得られると想定される金利相当分)

$$A = 5,570 \text{ 円 (半年前払額)}$$

$$r = 5.0\% \text{ (定期預金金利)}$$

	金利相当分	計算式
①(2か月分)	30.9	$(A/3)*(r/12)*4$
②(2か月分)	15.5	$(A/3)*(r/12)*2$
③(2か月分)	0.0	$(A/3)*(r/12)*0$
合計	46.4	—

■経費節減分

$$172 \times 2 = 344 \text{ 円/年}$$

(収納1回当たりコスト(円)) (収納回数減(回))

合計 390 円/年

↓

実際の割引額 370 円/年 (割引率6.3%)

IV-15 S59年に口座振替料額(割引)を導入した際の考え方

■ 割引の概要

○受信料の支払を口座振替等にすることによって、月額50円の割引(昭和59年4月導入)

■ 収支予算の国会審議等におけるNHKからの説明

受信者の方々からいろいろな御理解、ただいまお話がありましたような受け取り方はあろうかと思えますけれども、私どもといたしましてはどちらがどっちということをごさいませんで、やはり口座振替によっていわゆるコストメリットと申しますのを口座利用の方に還元するというような形で、いわば支払い区分に応じた公平負担を図っていくという考え方でこういった制度を設けたわけでございます。

また、どちらが元かということになりますと、この点につきましてはいろいろ制度上の解釈の仕方があろうかと思えますけれども、将来は口座振替が中心になりまして契約収納業務が運営されていくことになるわけでございますので、実態的な面からしますと、口座料金というものを軸にしながらか業務を展開していく必要があろうかというふうに考えております。 【衆議院逡信委員会会議録(S59.3.23)NHK林理事】

放送受信料額の改定を機に、口座振替の利用によってもたらされるメリットの一部を利用者に還元するとともに、口座振替利用の一層の促進を図り、効果的・効率的な放送受信料収納の実現をめざすため、口座振替利用者について改定幅のより小さい放送受信料額を設定することとし、関係条項及び付則を整備しようとするものである。 【受信規約変更認可申請書(S59.2.21)】

■ 収支予算等に対する郵政大臣の意見書(昭和59年)

協会は、受信料収入の確保及び負担の公平の観点から、口座振替制度の積極的活用等一層効率的な営業活動に努めること。

■ 口座振替割引の算定の考え方

訪問集金1件のコストと口座振替1件のコストの差は54円

◆ 訪問集金1件のコスト

(166億円/1,322万件) / 12か月 = 105円(月額)
(訪問収納経費) (平均受信契約数)

- 訪問収納経費の内訳
 - ・ 収納業務費 125億円
 - ・ 収納促進費 22億円
 - ・ 収納運用・管理費等 17億円

- 平均受信契約数の算出方法
(S58年度末訪問集金件数見込 1,447万件
+ S59年度末訪問集金件数見込 1,197万件) ÷ 2 = 1,322万件

◆ 口座振替1件のコスト

(104億円/1,717万件) / 12か月 = 51円(月額)
(口座収納経費) (平均受信契約数)

- 口座収納経費の内訳
 - ・ 収納業務費 91億円
 - ・ 収納促進費 1億円
 - ・ 収納運用・管理費等 11億円

- 平均受信契約数の算出方法
(S58年度末口座振替件数見込 1,592万件
+ S59年度末口座振替件数見込 1,842万件) ÷ 2 = 1,717万件

IV-16 H1年に多数契約一括支払、団体一括支払に関する支払特例(割引)を導入した際の考え方

■ 割引の概要

○ 多数契約一括支払割引、団体一括支払割引ともに、衛星放送の普及促進と受信料の契約・収納の効率化に資する観点から設定。

○多数契約一括支払(平成元年8月導入)

ひとりの受信契約者が、10件以上の衛星契約の受信料を口座振替または継続振込で支払う場合

衛星契約 50件未満の場合…月額200円/件

“ 50~99件の場合…月額230円/件

“ 100件以上の場合…月額300円/件

○団体一括支払(平成元年8月導入)

受信契約者が15名以上まとまり、ケーブルテレビなどの団体を通じて、衛星契約の受信料を支払う場合

衛星契約 月額250円/件 ※訪問集金による受信料額から割引

■ 収支予算の国会審議等におけるNHKからの説明

団体一括支払いについては、平成元年度八月からの衛星放送の有料化によりまして、衛星契約の促進と契約収納業務の効率化を図るため、衛星契約者十五名以上がまとまった場合に、代表者の口座から一括して引き落とすということを条件に、一契約者から一月二百五十円を割り引くという割引制度でございます。これによりましてCATV加入者の衛星契約の促進を図ってまいりたいと考えております。(中略)

一方、多数一括支払いは、主にホテルとか病院、大規模事業所の衛星契約十件以上の一括支払いに対して割り引く制度でございまして、平成三年度には新たに九百十九グループの多数一括支払いの適用がありまして、約四万五千件の増加になっております。これも前年度実績を上回っております。全体から見ると大したウエートではございませんけれども、着実に伸びておることから、今後も衛星放送の普及と衛星契約の増加のためにこれらの制度を積極的にアピールするとともに、CATV業務委託の拡大やホテル、大規模事業所への衛星放送の導入を促進してまいりたいというふうに考えております。

【参議院通信委員会会議録(H4.6.18)NHK諏訪理事】

(略)「元年の八月に有料化したことを機会に、CATV側は有料化に反対だということを、昨年二月にそういう方針を打ち出しまして、大変話し合いは難航しておったんです。(略)

それで、平成元年度予算の中で、衛星放送の有料化に当たりまして、CATVがNHKにかわって各加入者からNHKの受信料を徴収して支払いいただけるならば団体一括割引制度ということで有利な制度を導入いたしまして、これを適用しようということになりまして、今次予算でも一件当たり平成元年度は百五十円割引きということでございましたが、二百五十円割り引こうということで予算をお願いしているわけでございます。これが御承認いただけるならば、これをもってさらにCATVとの関係改善のために話し合いを深めてまいりたいというふうに考えておるわけでありまして。

【参議院通信委員会会議録(H2.3.30)NHK高橋理事】

■ 収支予算等に対する郵政大臣の意見書(平成元年)

衛星料金を含む受信料については、その設定の趣旨について積極的に理解を求め、契約締結及び収納に万全を期すこと。

IV-17 多数契約一括支払、団体一括支払の特例(割引)の算定の考え方

○ 割引額は次の表のとおりであり、諸外国の例や他企業の割引率を参考に設定した。

	多数契約一括支払	団体一括支払
平成2年度～	衛星カラー契約 ・ 10～50件未満の場合 1件あたり月額200円割引 ・ 50～99件の場合 1件あたり月額230円割引 ・ 100件以上の場合 1件あたり月額300円割引 衛星普通契約と特別契約 ・ 10件以上の場合 1件あたり月額90円割引 ※10件以上の契約をした場合、1～9件についても割引対象となる。	15件以上の契約件数の場合、1件あたり訪問集金月額に対し250円割引
平成元年度	10件目以上の契約件数を対象に1件あたり月額100円割引	15件以上の契約件数の場合、1件あたり訪問集金月額に対し150円割引

※平成2年度の団体一括支払割引額の設定は、JR等他企業における料金の団体割引率を参考に、団体割引に対する社会的な割引感覚、その時点の口座1年前払割引(190円)との整合性を考慮し、その時点の割引額150円(7.5%)を250円(12.5%)とした。

それから、多数契約一括支払いの割引については、ホテル等に衛星放送をたくさん導入していただくということも考えましてこの団体一括支払いの割引水準を考え、また衛星契約の促進あるいはお客さんが衛星放送を見ていただけるというようなPR効果も考えて二百円から三百円の範囲内で割引額としたものでございます。

先生のお尋ねの訪問集金コストというのは、月額一件当たり百五十八円でございますが、それだけを考慮して設定したのではなく、その最大の理由は、繰り返しますが、衛星の契約とそれから収納の促進ということで設定したのだということですのでよろしくお願いいたします。【衆議院通信員会会議録(H6.3.24)NHK菅野理事】

割引額設定にあたり参考とした例

■多数契約等割引の例

	割引対象	割引内容
イギリス	営業用宿泊施設	15台までは1台分、以降5台増えるごとに1台分追加支払
フランス	世帯・事業所	11～30台目まで25%、31台目以降50%引き
西ドイツ	ホテル	2台目以降について台数の50%引き
郵便小包		10～99個 20%、100個以上 25%、500個以上 30%
回数航空券	6枚綴り	12.5%
JR普通回数乗車券	11枚綴り	9.1%

■団体割引の例

	割引対象	割引内容
JR	15名以上	10%
JAL	15名以上	10～15%
簡易保険	15名以上	7%

IV-18 H18年に同一生計支払に関する特例(家族割引)を導入した際の考え方

■ 割引の概要

○親元を離れて暮らす学生、または単身赴任者が受信料を口座振替等により支払う場合、受信料額の33%を割引

※親元・自宅に同一生計者の契約があり、口座振替等で支払うこと等が要件

地上契約 月額445円／件

衛星契約 月額760円／件

■ 収支予算の国会審議等におけるNHKからの説明

NHKにおいては、今回の受信規約変更の必要性を、次のとおり、考えている。

親元を離れて生活する学生、及び単身赴任者については、学生証や健康保険証等により容易に把握・確認が可能であり、当該学生及び単身赴任者の受信料について割引を適用することにより、一の生計で複数契約が必要であることによる高額負担を軽減することで負担の公平性を確保し、学生・単身赴任者からの受信契約増加の促進に伴う収納率の向上に資するとともに、受信料収納に係る経費の削減を図る。

【電波監理審議会会長会見用資料(H18.3.15)諮問第9号説明資料より抜粋】

IV-19 同一生計支払に関する特例(家族割引)の算定根拠

○ 学生について

平成16年全国消費実態調査によると、二人以上の世帯の月間消費支出は約32万円(320,063円)。主たる家計維持者以外が学業で長期不在の世帯の月間消費支出は約53万円(532,878円)であり、約21万円(212,815円)の支出増となっている。つまり、学生が離れて住むことで、支出が67%増加していることがわかる。その割合に見合う割引率を計算すると、33%となる。

○ 単身赴任者について

単身赴任者の月間消費支出は約22万円(222,491円)。二人以上の世帯の月間消費支出約32万円(320,063円)に対し69%となり、これは、単身赴任により支出が69%増加することを示している。その割合に見合う割引率を計算すると、31%となる。

○ しかし、ここで、学生を33%、単身赴任者を31%の割引率とすると、2本の割引率が存在することとなり、受信料体系をいたずらに複雑化してしまうこと、また、その差もわずかであることを考慮し、学生、単身赴任とも同一の割引率33%とした。

○ なお、33%という割引率については、協会財政に与える影響の観点からは、当面、減収が発生することになるが、33%であれば、受信契約増加の促進や収納の安定化、収納コスト削減といった効果により、相応の期間内に収支均衡とすることができる。また、他企業の学生及び単身赴任者を対象とした料金の割引率と比較してみても、社会的に相応の範囲内にあると考えられる。

(学生)

- ・航空会社:スカイメイト会員の割引率は43~51%程度
- ・携帯電話:学生割引の割引率は50%

(単身赴任者)

- ・航空会社:単身赴任者の割引率は36~37%程度
- ・携帯電話:単身赴任者を含む家族割引として割引率は25%

【NHK提出資料より抜粋】

IV-20 事業所の受信料体系の見直しについて(H19.2.27NHK報道発表)

1 見直しの方向性

NHKにおいては、社会・経済状況の変化に対応した「より公平で合理的な受信料体系」への整備を進めており、中でも、事業所を対象とした受信料体系の見直しについては、「平成18~20年度 NHK経営計画」において検討項目とし、また、会計検査院の指摘も踏まえ、事業所の受信料体系について新しいルールを設けて公平負担の徹底を図ることとしている。

- (1) 対 象 ホテル、病院などの事業所
- (2) 内 容 テレビ設置数の申告を求め、全数分の支払を前提に、地上契約・衛星契約ともに敷地内の2契約目以降は受信料を半額程度とする
- (3) 実施時期 平成20年度中

[参考]

- ・平成18年度~20年度 NHK経営計画（抜粋）
「（前略）ホテルなどの事業者のより合理的な受信契約の改定を、平成19年度中に実施することを検討します。」
- ・平成17年度会計検査院決算検査報告（抜粋）
「（前略）5つのホテルグループに属する128ホテルについて（中略）その契約率（客室数に対する受信契約件数の比率）を試算したところ、各ホテルグループごとの契約率には最大で80ポイント以上の差がある状況となっていた。」

※ これまで10件以上の衛星契約者についてのみ1件あたり月額200円~300円の割引（多数契約一括支払の特例）については、新しい体系（上記）に吸収。

2 今後の課題

世帯を含む受信料体系全体の考え方については、契約・収納業務の改革を含めた、今後のNHKの中長期的な事業展開などを踏まえながら総合的に検討を進め、平成19年9月末までにまとめる。

IV-21 事業所の受信料体系の見直しについて(NHK経営委員会における説明)

4 報告事項

(1) 事業所の受信料体系の見直しについて

(中略)

(理事)受信料収入への影響については、2契約目以降を半額程度とすると、ホテルや病院については、特例により100%のお支払いとなる増収部分と、逆にこれまで高率でお支払いいただいていたところの減収部分が相殺され、おおむねプラス・マイナス・ゼロの影響と試算しております。しかし、一般の事業所については、中小の事業所で、今後どれだけお支払いいただけるようになるのか、詳細なシミュレーションが必要です。当初は減収が見込まれるものの、相応の期間内に減収額を増収額が上回るよう、努力していきたいと考えています。まずは公平負担の徹底を主眼に置いて、減収も覚悟して取り組んでまいりたいと考えています。

(中略)

(経営委員会委員)受信料収入への影響について、ホテルと病院については増収部分と減収部分が相殺されて、プラス・マイナス・ゼロという試算は一定理解できます。一方、一般事業所について、相応の期間内に減収額を増収額が上回るよう努力することですが、その増収要因とは、何を想定しているのですか。

(理事)これは、ホテルや病院も含めた事業所全体でという意味です。ホテルや病院については契約率を少しずつ向上させるとともに、一般事業所についても未契約の解消に向けた取り組みを強化して、収入の増加を図ってまいります。そうすれば、全体として今後プラスに転じると考えています。

(中略)

(経営委員会委員)(略)2契約目以降を半額程度にするというのは、事業収支上きわめて危険な話だと思います。さきほどプラス・マイナス・ゼロのお話がありましたが、事業所契約の現状を勘案すると、確実に減収になるのではないかと思います。

(理事)事業所の2台目以降を半額程度にする特例は、設置台数が証明されないと適用されません。ですから、割引による減収は、一定程度覚悟しておりますが、全体の設置数を把握し契約することによって、プラスに転じることを想定していますので、リスクとは考えていません。(略)

(中略)

(経営委員会委員)世帯契約は1世帯につき1台分の支払いで、それを事業所に当てはめた場合、1つのコンパートメントにつき1台分の契約でよいということになりますが、2台目以降が半額程度になるとしても、世帯に比べて、事業所は負担が重いと言えます。そういう実態をきちんと説明しないで、事業所の割引だけを公表されることになると、視聴者の皆さまに受信料の公平負担の趣旨が正しく理解されるのか、いささか心配なところがあります。

(理事)(略)世帯契約との違いについては説明が必要かと思います。まず事業所の割引を公表することで、世帯はどうなのか、事業所のほうが有利ではないかという話になる可能性はあります。ご指摘のように、事業所が厳しい設置場所ごとの契約であったものを、少し緩和して、公平負担を徹底しますという説明をしようと考えています。なお、世帯契約についても、今後さまざまな観点から検討してまいりたいと思います。

(中略)

(経営委員会委員)今回ご説明のあったような、事業所の2台目以降が半額程度というのは、考え方の根拠が理解できません。事業所では、その事業を行うために必要だからテレビを設置しているのであって、家庭におけるテレビと、その設置の重要度が全然違うと思います。

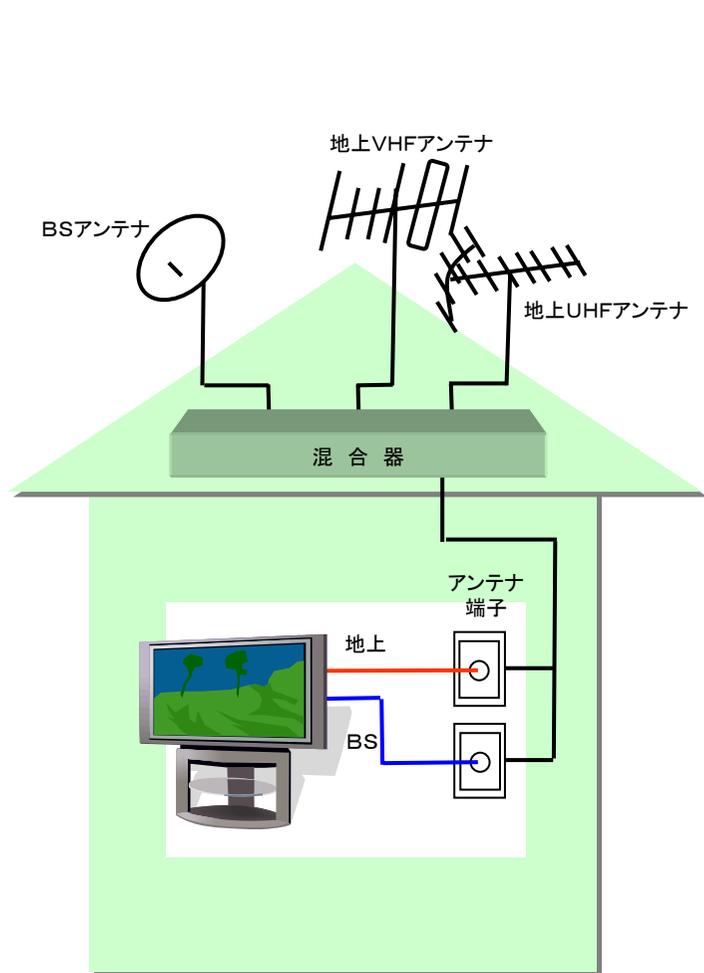
(理事)どの程度、割り引くのかということについては、いろんな考え方があると思います。半額程度にするという根拠を求められても、なかなか回答するのは難しいと思います。その根拠や方法論よりも、ホテルなど、契約がバラバラなものを公平負担に近づけることや、事業所の契約の実態を明らかにし、公平負担を呼びかけることなど、そういったところから取り組んでいこうとするものであるということもご理解ください。

(後略)

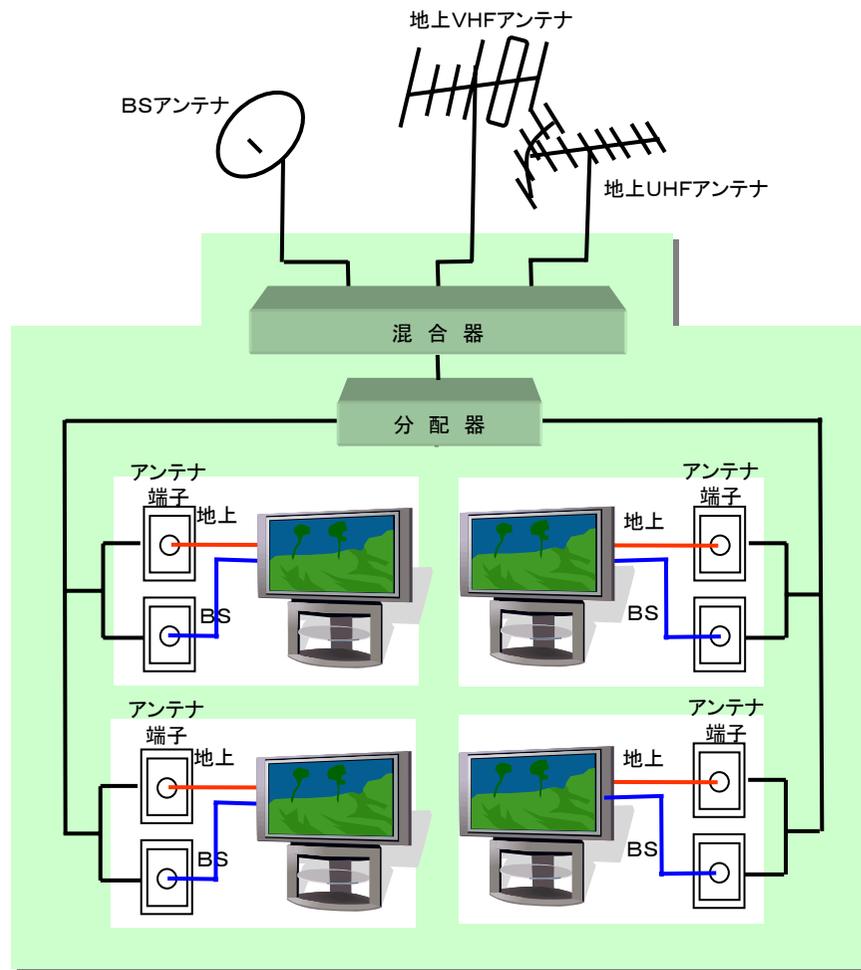
V 衛星受信料体系の課題

V-1 衛星放送受信のための設備構成例(戸建住宅及び集合住宅)

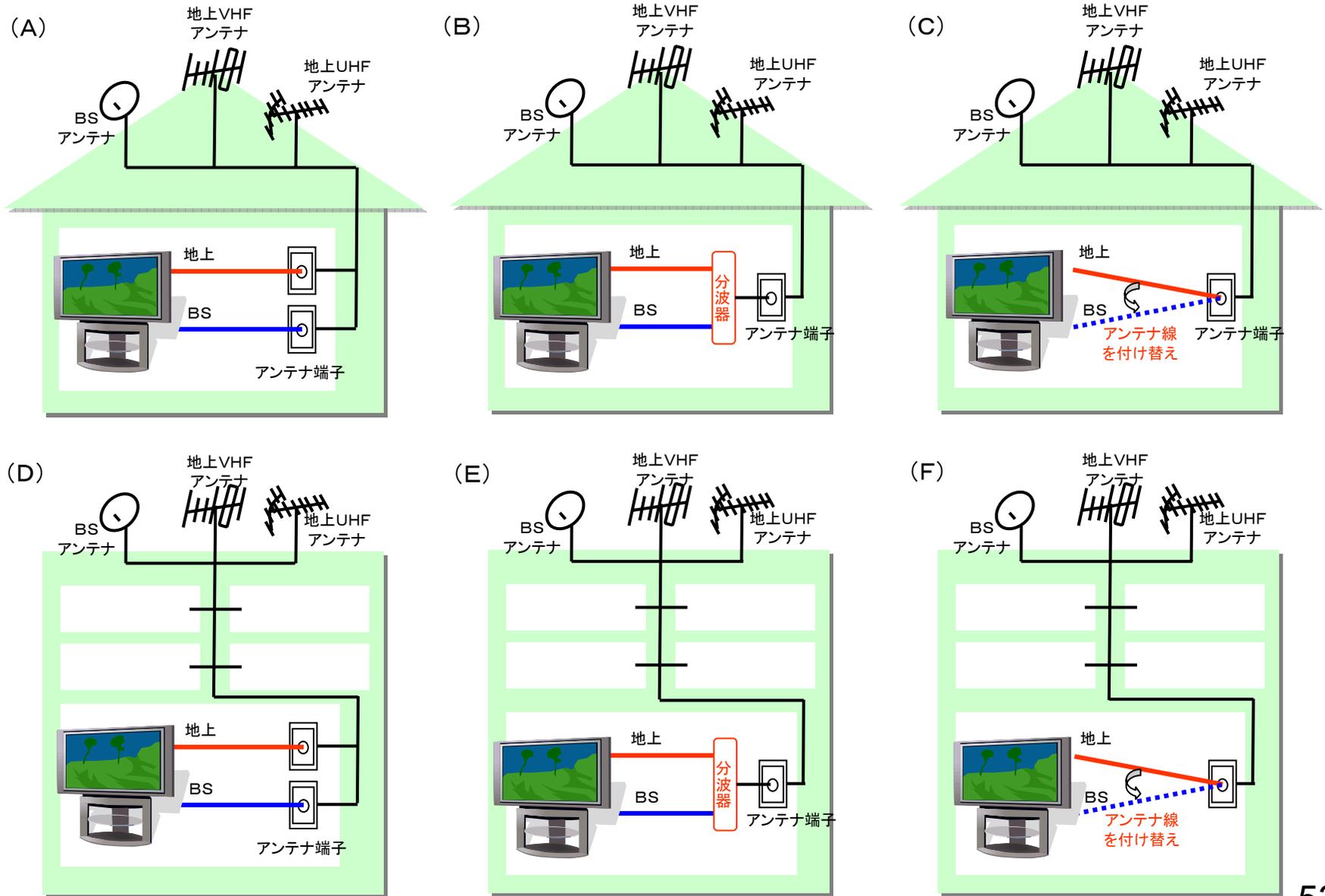
①戸建住宅の場合



②集合住宅の場合

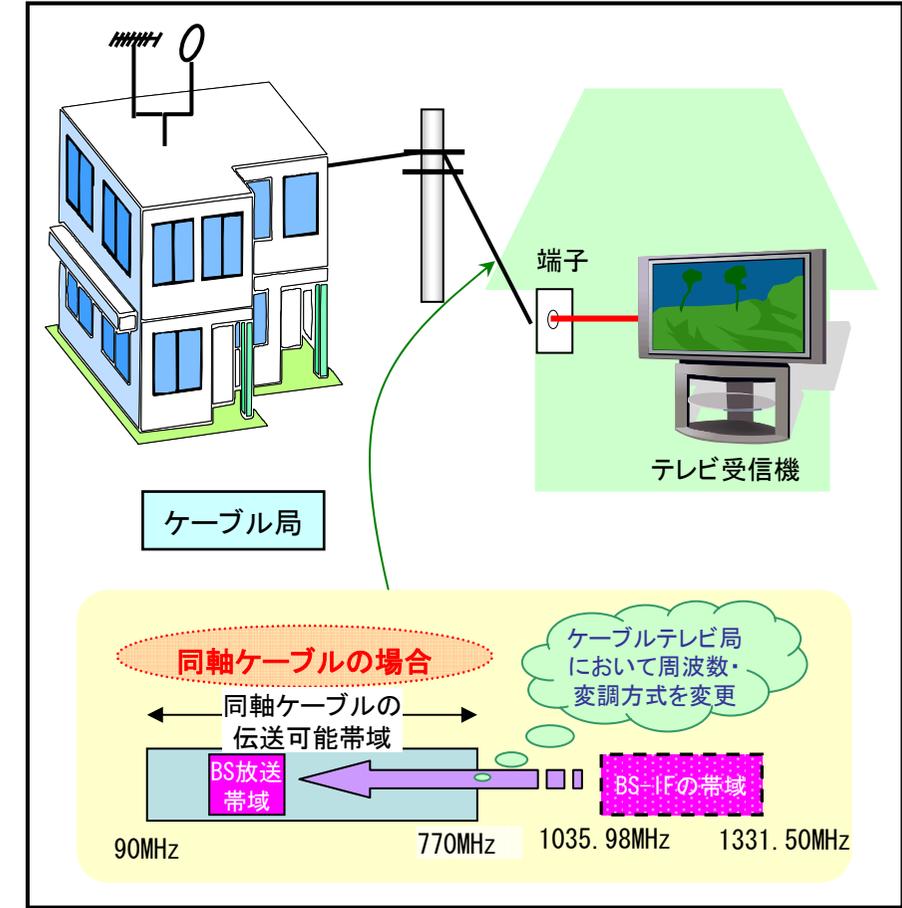


V-2 衛星放送受信のための宅内配線例(戸建住宅及び集合住宅)

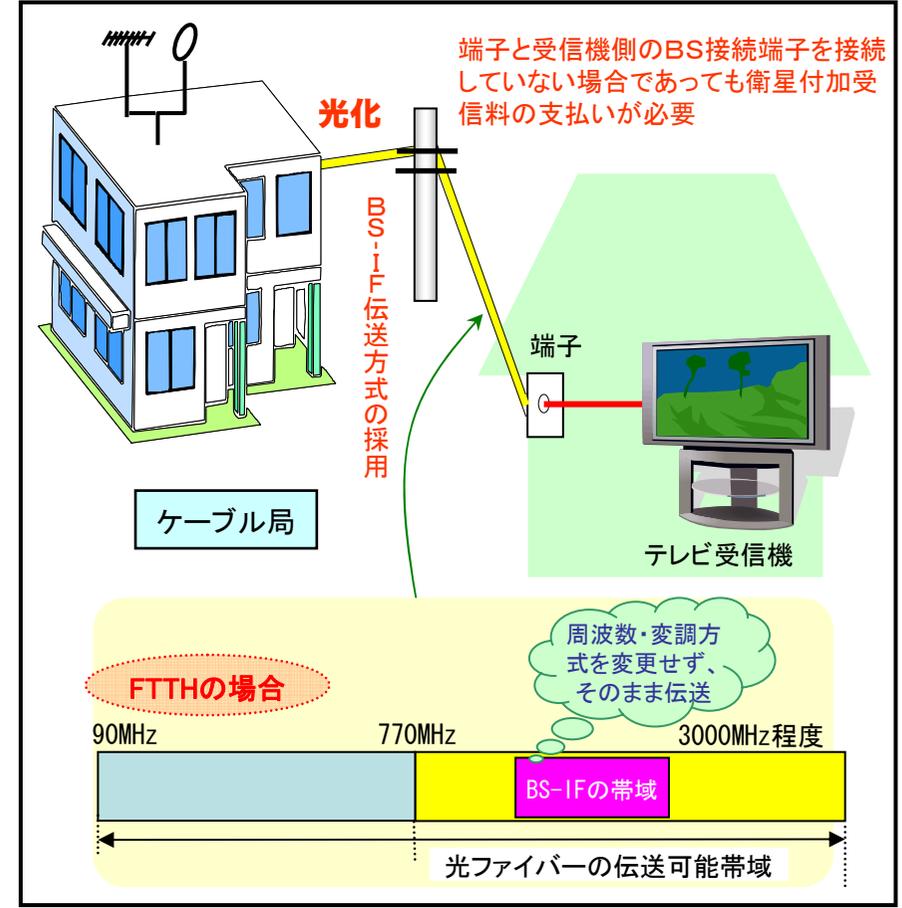


V-3 衛星放送受信のための設備構成例(ケーブルテレビを利用した場合)

①BS-IF伝送方式の導入前



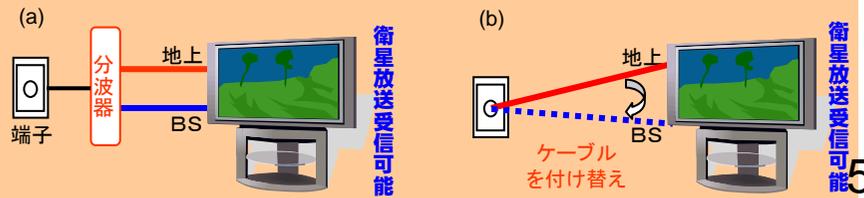
②BS-IF伝送方式の導入後



セットトップボックス (STB) を取り付けなければ、復調ができないため、衛星放送 (BSアナログ、BSデジタル) を受信することはできない。



セットトップボックス (STB) を取り付けなくても、(a)分波器の取り付けや(b)ケーブルの付け替えにより衛星放送を受信することが可能。



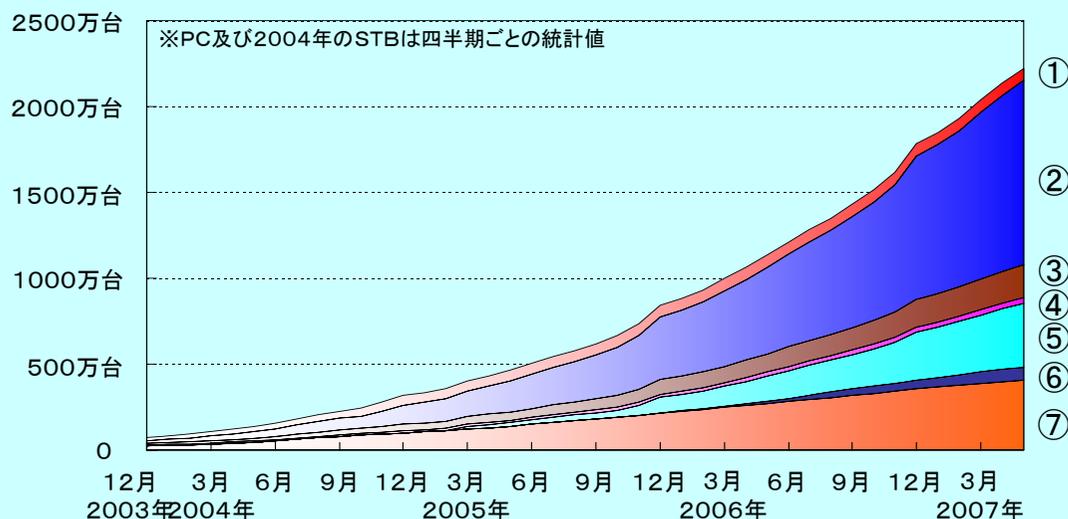
V-4 デジタル放送受信機の普及状況

地上デジタル放送受信機の出荷台数

2223万台 (前月比+87万台)

※2007年5月末、JEITA、日本ケーブルラボ調べ

① CRTテレビ	72万台 (-)
② 液晶テレビ	1070万台 (+47)
③ PDPテレビ	192万台 (+ 7)
④ チューナー	34万台 (+ 1)
⑤ デジタルレコーダ	374万台 (+21)
⑥ PC	73万台 (+ 3)
⑦ ケーブルテレビ用STB	408万台 (+ 8)



BSデジタル放送の受信可能件数

2551万件

※2007年5月末、NHK調べ(速報値)

BSデジタル放送受信機の普及数

2394万台 (前月比+79万台)

CRTテレビ	186万台 (-)
PDP、液晶テレビ	1312万台 (+51)
デジタルチューナー (チューナー内蔵録画機含む)	490万台 (+19)
ケーブルテレビ用STB	406万台 (+ 9)

ケーブルテレビでの視聴世帯 (アナログに変換して視聴)

157万世帯

【参考】

ワンセグ対応携帯電話の出荷台数

766万台 (前月比+109万台)

※2007年4月末、JEITA調べ

車載用地上デジタル放送受信機の出荷台数

48万台 (前月比+7万台)

※2007年5月末、JEITA調べ